

西陣渤海家所蔵『現糸割符連綿録』

仲 村 研

私は一九七七年三月、以前から借用している京都西陣の渤海義之氏所蔵の文書目録を、同志社大学人文科学研究所から刊行した。この目録は、ここに紹介する『現糸割符連綿録』乾・坤の一冊のほか、糸割符商人の大名貸にかんする文書をはじめ、渤海家にかんする文書の数々、たとえば、遺言状、家訓、奉公人の請状、借屋貸借証文、借金証文、婚姻・葬儀にかんする文書など約二〇〇点の文書を含んでいる。

これらの文書のうちに「糸割符関係文献」の表題をもつ帖があり、その中に『糸割符由緒』『現糸割符連綿帳乾』『現糸割符連綿帳坤』『積金仕方書』の四冊の冊子があ

る。帙の表題は先代の渤海茂一氏が付されたものである。

ところで、一九七五年九月、宮本又次氏は『上方の研究』第三巻に「糸割符関係史料『割符方』」という一文を寄せ、その中で『割符方』の表題をもつ文書を紹介しておられる。宮本氏はその紹介にあたって、従来、糸割符研究の基本史料として、『糸割符由緒書』（『近世社会・経済叢書』第八巻所収）『糸割符由緒書』（『続々群書類從』十六巻所収）、『糸乱書』付録『糸割符御由緒』（『徳川時代商業叢書』第一所収）、堺図書館所蔵の嘉永四年写本『糸割符由緒』、九州文化史研究所所蔵の松本文庫本『糸割符宿老覚書』、長崎県立図書館所蔵の嘉永七年巨智部忠陽

控『糸割符濫觴之次第御尋に付申上候書付』、宮本又次

氏所蔵の元禄九年写本『糸割符由緒』をあげておられ
る。これらの史料のほか、京都糸割符仲間については、

『京都御役所向大概覚書』六下の二十五「長崎糸割符
并糸面々株付之事」の中にある「京糸割符人數并割方
正徳六甲年改」の項と、『京羽二重織留』卷六の「長崎割
符取人數」の項が糸割符商人の住所と名前を書上げてい
る。

宮本氏のあげられた基本史料や、従来の糸割符研究で
使用されている史料の中に、渤海氏文書の『現糸割符連
綿録』に類するものではなく、加えて岩波書店の『国書總
目録』にも『現糸割符連綿録』は項目として採用されて
おらず、京都の歴史研究でもとも權威ある『京都の歴
史』の5「近世の展開」の第二章「商業都市の推転」の
糸割符関係記述でも、この史料は取り上げられている形
跡はない。とすると、この史料と同類のものは、いまだ
研究者の目にふれていないということになる。私が史料

紹介を思い立った理由はここにある。

つぎの理由は、この史料が京都商人の相続のあり方を
詳細に示していることである。確かにこの史料は京都糸
割符商人に限定され、糸株の相続は京都町奉行の認可を
へておこなわれてはいるが、相続形態そのものは、京都
商人一般に普遍されるものと考えられる。ここで紹介
する史料の所蔵者である渤海家は、『現糸割符連綿録
乾』の四十一裏から四十六丁裏にかけて登場する「八文
字屋」の後裔である。

貞享二年（一六八五）五月、糸割符再興のさい、古割符
の由緒より仲間に編成された鱗形屋祐泉が三十二斤を割
り宛てられ、その跡鱗形屋善兵衛（のち五郎兵衛）から享
保六年（一七二一）十二月に養子の鱗形屋孫八が相続し、
同年十月三日に屋号を鱗形屋から具足屋と改め、同十
年十二月六日に中老役に就任し、同十五年十二月に与右
衛門と改名し、具足屋与右衛門と号した。しかし、寛保
元年（一七四一）九月十六日に鋳錢にかんして不埒があつ

たとして、中老役を解任され、糸株も没収された。が、延享二年（一七四五）五月に与右衛門の従弟八文字屋茂兵衛が題糸二十四斤に減額されて、糸株を相続することになった。この八文字屋茂兵衛こそ、現在の渤海家の先祖である。

八文字屋茂兵衛は寛延二年（一七四九）八月は笠原喜右衛門から六斤の糸株を譲渡され、三十斤の糸株を所有することになり、宝曆二年（一七五二）十月には糸目利役と組頭役を兼帶することになったが、同四年十一月には病氣のため、息子の市右衛門に糸株を譲渡した。茂兵衛を襲名した市右衛門は天明四年（一七八四）五月に病氣のため、孫の市右衛門改め茂兵衛に糸株を譲渡し、茂兵衛は寛政四年（一七九二）三月に組頭役になっている。同五年九月、急病のため茂兵衛は弟の安五郎に名跡を譲り、安五郎は享和二年（一八〇二）四月茂左衛門と改名し、八月に組頭役になり、十二月に八文字屋を渤海と改めた。同三年三月に請払役、文化二年（一八〇五）九月に中老役、同

三年三月に唐物掛りに任せられた。同四年三月に年寄役になり、仲間の重役を歴任した。同六年七月、茂左衛門は病氣のため役職より退いたが、糸株高五十斤に増加していた。

いつたん、重役から退いたものの、文化十四年十月、仲間に悶着があり、推されて元々役を勤めた。仲間のために尽力した茂左衛門は息子の茂助に名跡を譲渡し、天保元年（一八三〇）五月に糸株六斤が新たに加えられ、同二年十一月、茂助は組頭役に任せられたが、同三年九月、病氣によって退役し、新加糸株六斤を返上した。同七年二月、養子善助はあらためて糸株六斤を加えられることを申請して認められ、天保七年三月に組頭役に任せられている。

以上が、『現糸割符連綿帳 乾』に記載されている渤海家にかんする部分で、これで渤海家の糸株の相続が凡そ理解できると思う。この文書の成立は、相続の下限が天保七年三月であるから、最終的には天保七年としてよい。

糸株相続者についての記述のあと、「三丁」の白紙が残されているが、これはその後の相続の態様を記述するため空白として残されていることを示している。渤海氏以外の記述は、表紙に「天保六年末六月改正」とあるように、ほとんどが天保六年以前で終わっており、渤海氏のみが天保七年三月にまで日付が下っていることは、この冊子が渤海善助によって記されたことを物語っている。

もちろん、この冊子は糸割符仲間の由緒と糸株所有の指標を示すものであるから、仲間全体のものとしてあると思われるが、現在、渤海氏がこれを所有しているのは、天保七年三月に組頭役に任せられた善助が、職責上、仲間全体の由緒を把握する必要から自ら筆写したものか、仲間役場書記菅吉六に筆記させたものと考えて大過ない。

元禄十年（一六九七）の糸割符の改正以降、急速に糸割符増銀を減少させ、京都では銅錢事業にまで手をつけ（中田易直「糸割符の変遷——元禄享保期の糸割符増銀を中心にして」伊東多三郎編「国民生活史研究」² 吉川弘文館一九五九年）、仲間の一部は高利貸業を主業とするものが多くなり（藤田貞一郎「近世京都質屋仲間」同志社大学人文科学研究所『社会科学』十九号 一九七五年）、当然のことながら、糸割符による糸産業によって自己の商業を支え拡大することは、元禄十年の改正以降不能になつておらず、むしろ糸割符仲間へ加入していること、すなわち、糸株

京都糸割符仲間の人数は、貞享二年（一六八五）頃から享保年間にかけてほぼ七十人から七十七人の幅を動いているが、約七十五人と考えてよい。ところで、『現糸割

を所有しているという事実が、糸割符商人の他商種営業の信用を保証するものとして機能している事実を見逃すことができない。京都糸割符会所はあいついで赤字をだしているにもかかわらず、仲間を維持する必要性は、もちろん幕府政策の観点からも見通さねばならないが、糸割符商人の側からも追究する必要があろう。

それはともかく、私自身の関心は仲間商人の糸株の相続にあるが、この史料紹介が従来の糸割符研究の空白を多少でも埋めえれば幸いである。研究者がこの史料をどのように評価するか注目したい。

最後に貴重な史料を貸与してくださった渤海義之氏はじめご家族の方々に謝意を表す次第である。

(表紙)

天保六年未六月改正

現糸割符連綿録

乾

(縦23.6cm×横16.8cm)

(表紙裏白紙)

(二丁表)

古割符

慶長九辰年於伏見

御城始而京・堺・長崎三ヶ所、糸割符奉蒙台命、其後寛永八未年江戸・大坂江も割符被下置、此節る五ヶ所

一、『』は朱書であることを示す。

一、丁改には何丁の表・裏であるかを表示した。

凡例

一、文字は全て当用漢字を採用した。

与成、明暦未年迄相続、同年糸割符相止ミ、寛文十一
亥年迄唐人相對商売与成、翌子年より貨物与申名目相
立、貞享二丑年迄相続、同年五月糸割符再興被仰付
候、慶長年中より明暦元年迄之割符人・貨物人と成來候
者も、又貨物ニ不加者も有之、貞享二丑年再興被仰付
調ありて糸割符ニ被召出候を、古割符与唱申候事、

(三十裏)

『但し慶長九辰年より明暦元未年迄五拾二年ニ成、明暦
元末年より寛文十一亥年迄拾七年ニ成、寛文十二
子年より貞享二丑年迄拾四年ニ成』

(二十裏)

当割符

貞享二丑年五月廿一日糸割符

再興被仰付、其比由緒之者申立、御調ありて、割符

人ニ被召加候者を、当割符と唱申候、

(二十裏)

長崎勤番寄
宇野休八郎

天保六未年六月
同 年 寄 江原忠七
清水藤吉

役場筆者
菅吉六

同見習

同政吉

(六丁裏)
『宇野』

右一有忤

(四丁裏)
『宇野』

(四丁裏)

『当』宇野

『当』江原

『当分ヶ』清水

一題糸弐拾七斤

貞享五年五月名跡相続被仰付候、

『当』森川

『古』渤海

『当』大音

右六右衛門

『当分ヶ』奥

『当』巨智部

『当』鎌田

右長兵衛

『新』世継

『当分ヶ』福井

『当』磯谷

右長兵衛

『古』有来

『新』村瀬

『古分ヶ』浦井

右長兵衛

『当』宇野

『当』江原

『当』鎌田

右長兵衛

『当』宇野

『当』巨智部

『当』磯谷

右長兵衛

『当』宇野

『当』江原

『当』鎌田

右長兵衛

同四亥年請私役ニ而長崎表へ勤番ス、

同十巳年三月又右衛門ト改名願、御聞済、

同十武未年十二月久四郎ト改名願、御聞済、

同十五戌年正月十一日加増糸八斤被仰付候事、

寛保元酉年八月廿七日中老役被仰付候事、

御在役 馬場譲岐守様

三井下總守様

(八丁表)

寛保三亥年四月五日清水清右衛門代リ年寄役被仰付、糸高五丸受用、

御在役右同断、

寛延二巳年二月病氣ニ付退役、願之通、御聞済、同月十七日死去、名跡之儀者追可被 仰付旨被仰出候事、

一題糸壱丸

右久四郎伴

宇野助三郎

寛延武巳年四月名跡相続被仰付候、継目御礼勤ル、

(八丁裏)

御在役 三井下總守様 在江戸
永井丹波守様 御月番

宝曆四戌年十月十七日助三郎事前髪取久四郎と改名

願、御聞済、

同七丑年四月組頭役申渡ス、

同十一巳年九月十一日組頭退役仲ケ間取締相勤、

明和武酉年年寄役被仰付糸高五丸受用ス、

同六丑年五月長崎表江勤番罷下ル、

安永九子年十月長崎在勤中病死ニ付、役儀御免被仰

付、名跡糸株相続之儀者、実子元之助(九丁表)幼年ニ付、糸

株暫仲ク間江預ケ置、追而元之助成長之上、相続被仰付度貞、親類中連印一札取之、相願候処、御聞済、

右久四郎寒伴

宇野元之助

当未廿武歳

寛政十一未年六月名跡相続被仰付候、継目御礼勤、

三浦伊勢守様

御在役

松下信濃守様

(九丁裏)

寛政十一未年八月請私役ニ而長崎表勤番ス、

享和三亥年二月七日年寄役見習被 仰付候、久四郎

与改名願、御聞済、

享和三亥年四月二日年寄本役被仰付候、同月長崎在

勤役付御礼御暇御礼共一同相勤候事、

御在役 西 曲淵和泉守様 御月番

東 森川越前守様

(十丁表)

文化三寅年四月長崎表々帰京後病氣ニ而、年寄役難

相勤、依之、暫中老役ニ而相勤度願出候之処、同八

月五日願之通被 仰付候事、

御在役 東 森川越前守様

西 牧野大和守様

文化八未年十月廿四日年寄帰役被 仰付、同年十一

月朔日役付御礼相勤、糸高五丸受用ス、 仰付候、

御在役 東 小長谷和泉守様

西 三橋飛驒守様

(十一丁裏)

文化十四酉年八月重病ニ付退役願、御聞済、

右久四郎弟
当酉三拾武歳

一題系壱丸

文化十四酉年十一月名跡相続被仰付候、繼目御礼勤相

濟、

御在役 西 三橋飛驒守様

東 佐野肥後守様

(十一丁表)

文化十一戌年八月質方掛リ役被仰付候、

十二月 文化十一戌年久八郎と改名願、御聞済、

同十二亥年九月休八郎と改名願、御聞済、

但し久之字公儀差支ニ付麥名、

同十四丑年十月組頭役申渡ス、

同年十一月唐物掛け役被 仰付候、

文政二卯年十一月十三日中老役被 仰付候、

御在役 東 松浦伊勢守様

東 佐野肥後守様

(十二丁裏)

有之候事、

文政四年四月七日年寄役被 仰付候、

同月十五日役付御礼相勤、

天保元年五月依勤功俸久四郎新加糸株六斤、願之

御在役 東 牧備後守様

通、御聞済、同年十月朔日新加御礼勤、

西 曾我豊後守様

同年十月久四郎義質方掛唐物方助役被 仰付候、

文政九年四月長崎表勤番罷下ル、

同二卯年七月右同人唐物掛リ見習勤被 仰付候、

(十二丁裏)

右休八郎儀、文化十式亥年以来、京・長崎勘定向格

別仕法相立、其後追々昇役之上、割符方・唐物方万

端精勤、且又文政九式年以来、長崎在勤中、大造之

上納債銀勘弁を以、無借同様取計、文政十式丑年ヨ

(十三丁裏)

リ京・長崎共諸役料相定、割符銀頂戴仕候様被取計

御在役 東 深谷遠江守様

(十三丁裏白紙)

(十四丁裏白紙)

候段、誠ニ不容易勤功ニ付、為褒賞、向後家督相続

之節勤年限不拘差次、中老役可願立、自然家督人幼

(十四丁裏)

年ニ而役義難相勤候節者、助役可致旨役方中評談相

決候ニ付、文政十式丑年三月、右褒賞書役方中連印

(十四丁裏)

ニ而相渡有之事、但右褒賞書留糸株高褒賞書割印留二

〔江原〕

(十五丁表)

淨土宗

金戒光明寺中

一題糸三拾八斤

丸屋小三郎

『長崎屋』江原家

宿坊 善昌院

右小三郎弟
丸屋 又藏

一同 三拾八斤

室町通花立町

一題糸毫丸

永原彦兵衛

(十六丁表)

親孫兵衛貨物札宿老相勸候由緒を以、貞享式年丑五

月御再興之節被召加、

(十五丁表)

元錄十五年二月廿七日龜屋栄信代り中老役被仰付、

糸式丸受用ス、

元錄十五午年十二月病身ニ付、役義被召放、持糸高

拾式斤減少被仰付候、

一題糸三拾八斤

右彦兵衛伴

永原三郎兵衛

元錄十五午年十二月廿七日名跡相続被仰付候、

(十六丁表)

宝永四亥年三郎兵衛病氣ニ付、丸屋小三郎江相譲り

度願、御聞済、

元文式巳年三月長崎屋事江原と申苗字ニ相改度願、

正徳元卯年十二月名跡相続被仰付候、

(十六丁表)

享保二酉年十二月右又藏^義長崎屋忠助方江養子ニ罷

成候ニ付、糸株長崎屋忠助江相譲リ度願、御聞済、

一題糸三拾八斤

享保式酉年十一月丸屋又藏^ら譲リ請、相続被仰付

長崎屋忠助

候、

一同 三拾八斤

享保六丑年七月名跡相続被仰付候、

右又藏從弟市右衛門事

長崎屋又四郎

一題糸三拾八斤

享保十八丑年十月右又藏病氣ニ付、從弟市右衛門と

申者又四郎と改名致、糸株名跡相続被仰付候、

宝永四亥年三郎兵衛病氣ニ付、丸屋小三郎江相譲り

度願、御聞済、

尚亦又四郎事忠七_与改名之儀共願出候処、御聞済、

寛保式戌年三月会所元方商人掛リ役被 仰付候、

(十七丁裏)

同年十二月七日組頭役申渡元方役兼帶、

同三亥年八月廿八日元_メ役申渡、

(十八丁裏)

延享元子年七月五日丁字屋利兵衛代リ中老役被 仰

付候、

馬場讚岐守様 御月番

御在役 三井下総守様

寛延三年三月十五日年寄役被仰付、糸五丸受用ス、

永井丹波守様

御在役 稲垣能登守様

(十八丁裏)

明和五子年九月就病氣退役御願申上候処、先保養可

仰渡、同八卯年十一月又々退役之儀、御願申上候

処、御差留_ニ相成候事、

右忠七_伴

一題糸壱丸

江原 忠次

寛政三亥年九月廿一日年寄役被仰付候、

161

安永二巳年二月廿九日忠七_義追々重病_{ニ付}、御願奉

申上候処、糸株桜忠次江相続被 仰付候、

同年八月十五日忠次事忠七_与改名、繼目御札相勤候

事、

安永二巳年十一月廿七日中老役被仰付候、

同四未年十二月九日年寄役被仰付候、

寛政三亥年八月長崎在勤中病氣_{ニ付}退役、糸株桜太

四郎江相譲リ度願、御聞済、

右忠七_伴

江原太四郎

一題糸壱丸

寛政二戌年六月親忠七存命中年寄見習役被仰付候

処、翌亥年八月親忠七重病_{ニ付}、名跡相続被仰付、

忠七_与改名願、御聞済、

(十九丁裏)

同年十月長崎表勤番罷下候処、翌子年彼地_ニ而病

死、依之役儀返上、糸株相続致候者無之_{ニ付}、暫仲

ク間江預ケ度願、御聞済、

右太四郎従弟

江原八郎右衛門

文化元年十一月組頭役申渡ス、

同年九月十九日唐物御取締被為

仰出候ニ付、同

十二月十三日唐物掛リ役被

仰付候、

寛政五年五月仲ク間江預リ有之候糸株、此節名跡

相続被仰付度旨願出、御聞済、同六月六日繼目御礼

勤、

(十九丁裏)

寛政五年六月八日年寄役見習被仰付候、

同月九日役付御札相勤、

寛政七年六月廿七日先忠七代リ年寄本役被仰付候、

同七月七日役付御札相勤忠七と改名、

享和四年二月廿二日病氣ニ付退役願、名跡之義卒

忠次郎江相讓度願、御聞済、

右忠七養子

江原忠次郎

一題糸壱丸

(二十丁表)

享和四年二月廿五日名跡相続被

仰付候、

同年三月十五日継目御礼相勤、

一題糸壱丸

江原八郎右衛門

寛政五年五月廿五日質方掛リ役兼帶申渡ス、

同五年十二月朔日請払役申渡ス、

同九年六月病氣ニ付糸株兄光次郎江相讓リ度願、

御聞済、

(二十丁裏)

一題糸壱丸

江原光次郎
當申廿九歲

文化九年六月名跡相続被仰付、繼目御札勤、

御在役 東 小長谷和泉守様

西 三橋飛驒守様

文化十四年八月廿九日組頭役申渡ス、

同年九月十三日唐物掛リ役被

仰付候、

同十四年十一月十三日巨智部次郎左衛門代リ中老役

(二十丁表)

被仰付候、同十五日役付御札相勤、

御在役 西 三橋飛驥守様

東 佐野肥後守様

(一十二丁表)

文政十_亥年十二月十六日年寄帰役被仰付候、

同月廿三日役付御礼相勤、糸高五丸受用ス、

御在役 東 神尾備中守様

松平伊勢守様 御月番

文化十_酉年閏十一月十六日宇野久四郎代リ年寄役被

仰付、忠七と改名、御聞済、

同十二_亥年七月質方掛り役被 仰付候、

文政十一_子年正月長崎表勤番罷下ル、

天保式_卯年十二月交代帰京、

文政三_辰年四月長崎表勤番罷下ル、

(二十二丁裏)

文政五年_午年三月為勤番巨智部次郎左衛門長崎表へ罷

(二十三丁裏白紙)

下り候ニ付、交代帰京可致處、支配商人上納掛リ之
義有之、無拋居延罷在候処、

(二十四丁裏白紙)

(二十五丁裏白紙)

『清水』

日蓮宗

當

内野立本寺中

『菱屋』『分ヶ株ニ成ル』

元株 万屋 得能

大輪院旦那

室町通鯉山町

万屋市兵衛

一題糸三拾七斤

清水家

同年十月長崎表る帰京後病身に而年寄役難相勤、依

之、暫中老役江下リ相勤度願出候処、同月九日願之

通被 仰付候事、

同年七月帰京致候事、

御在役 東 神尾備中守様 御月番

貞享式_丑年五月御再興之節被 召加候、

元錄四_未年二月病氣ニ付伴清兵衛事市兵衛改名相続

願、御聞済、

(二十五丁裏)

右市兵衛伴清兵衛事

一題糸三拾七斤

万屋市兵衛

元錄四 未年二月名跡相繞被 仰付候、

付、持糸高五拾斤之内、嫡男幸太良事作兵衛江三拾

享保三 戊年三月表屋藤右衛門代り糸目利役被仰付、

斤、次男彦三郎江武拾斤引分ヶ相譲り度願、御聞

同年長崎表江寵下り、山村次郎左衛門代り請払役毫

濟、

ヶ年相勤、直ニ長崎在糸目利役勤之、

右新三郎嫡幸太郎事

享保十三 申年四月小野寺市助与麥名願、御聞済、

一題糸三拾斤

得能作兵衛

享保武十卯年十二月病氣ニ付請払退役願、聞置、

安永武巳年四月名跡相繞被仰付候、

組頭役申渡ス、年月不相知、

(二十六丁裏)

元文五 申年七月加増糸拾三斤被 仰付候、

同年五月五日繼目御礼勤、

右新三郎嫡幸太郎事

同壬 七月朔日加糸御礼勤、会所帳面預リ、元メ方申

(二十七丁裏)

請払役相勤 前同断、

寛保武 戊年十一月右小野寺市助病氣ニ付難相勤、依

享和元酉年十一月質方掛リ役被仰付候、

之、糸株從弟得能作兵衛江相讓度願、御聞済、

同武 戊年四月元メ役相勤、

一題糸壱丸

得能作兵衛

右小野寺市助從弟

當成廿八才

寛保武 戊年十一月從弟小野寺市介ら譲り受、同年十

追而御願申上吳候様申聞候故、右増糸相違無之段書

二月朔日御礼勤、

(二十八丁裏)

安永武巳年四月作兵衛義新三郎与麥名、猶又病氣ニ

付相渡、右替りとして銀五枚之目録相渡候事、

枚過料銀為差出候事、

文化十式亥年七月病氣ニ付質方掛リ役退度願、御聞済、

(二十七丁裏)

右興藏從弟

得能 藤吉

文化十三子年五月病氣ニ而頭冷候ニ付惣髮ニ而相勤
度願、御聞済、

(一題糸三拾斤)

當末三拾武才

文化十三子年五月病氣ニ付元々退役、糸株者忤興藏江
同年五月十六日又作与変名願、御聞済、

文政六未年十一月從弟得能興藏々譲リ受相統被 仰付候、

文政式卯年正月病氣ニ付元々退役、糸株者忤興藏江
相讓リ度願、御聞済、

文政六未年十一月十六日苗字清水与相改度願、御聞

御在役 東牧 備後守様

西曾我豊後守様 御參府中

文政式卯年正月名跡相統被 仰付候、

(當卯三十一才)

得能 興藏

一題糸三拾斤

右又作伴

(二十九丁裏)

文政六未年十一月十六日苗字清水与相改度願、御聞

濟、同年十二月朔日繼目御礼勤ル、

高都合三拾五斤ニ成ル、

文政式卯年十一月病氣ニ付難相勤、依之、從弟清水
継目御礼加増糸之儀茂、追而可相願旨申聞候事、

(二十八丁裏)

文政九戌年三月組頭役申渡ス、

(三十式丑年三月仲ケ間預リ)

糸株之内拾五斤仲ケ間預リ請、持糸

藤吉江糸株相讓リ度願、御聞済、右興藏父又作勤中
加増糸拾五斤書付相渡有之、依而右書附仲ケ間江引
上、右代リ金拾五両相渡、然ル处、加増糸御礼茂不

相勤、尚又興藏義継目御礼も不相勤候ニ付、銀拾三
也、

天保式年卯十一月請払役申渡、

同年十一月中老役被 仰附、糸式丸受用、

相勤、尚又興藏義継目御礼も不相勤候ニ付、銀拾三

御在役 西 松平伊勢守様

東 深谷遠江守様

(三十二丁裏)

(一十九丁裏)

一題糸壱丸

後藤伊左衛門

天保三辰年六月質方掛り被 仰付候、

同五年四月年寄役被 仰付、糸五丸受用、

御在役 右同断、

天保六年八月長崎為勤番罷越、宇野休八郎交代在

番ス、

(三十丁裏百紙)

(三十一丁裏百紙)

(三十二丁裏)

『森川』

(三十二丁裏)

『堺屋』森川家

淨土宗
知恩院末

寺町四条下ル大雲院中

一題糸壱丸

右治右衛門伯父
後藤市右衛門

宿坊 南陽軒

享保十一年十月名跡相続被 仰付候、

同年十二月朔日繼目御礼済、

同十三年二月病氣ニ付、弟善兵衛江糸株相続願、

一題糸壱丸

元株 後藤

上京本満寺町

後藤利右衛門

貞享二丑年六月新加被仰付候、

(三十二丁裏)

一題糸壱丸

後藤伊左衛門

名跡相続被仰付候、年限不相知、

宝永七年二月伊左衛門病氣ニ付、伴友之助江糸株

相続願、御聞済、

右伊左衛門恃

一題糸壱丸

宝永七年二月名跡相続被仰付候、

享保七年正月治右衛門と改名願、御聞済、

(三十三丁裏)

同十一年十月治右衛門病氣ニ付、伯父市右衛門江糸

株相続願、御聞済、

同年十二月朔日繼目御禮済、

一題糸壱丸

後藤市右衛門

享保十一年十月名跡相続被 仰付候、

同年十二月朔日繼目御禮済、

同十三年二月病氣ニ付、弟善兵衛江糸株相続願、

御聞済、

(三十三丁裏)

一題糸壱丸

右市右衛門弟

後藤善兵衛

(三十四丁裏)

吉右衛門江糸株相譲リ度願、御聞済、

右鐵八從弟

享保十三年二月名跡相続被仰付候、

同年五月十五日繼目御礼勤、

同十四酉年九月病氣ニ付、從弟長次郎江相続願、御

聞済、

右善兵衛從弟

後藤長次郎

享保十四酉年九月名跡相続被仰付候、

同年十月朔日繼目御礼勤、

宝暦十一巳年七月病氣ニ付、伴吉次郎江相続願、御
聞済、

(三十五丁裏)

一題糸四拾五斤

右吉右衛門伴

森川吉次郎

當已拾九才

宝暦十一巳年七月名跡相続被仰付候、

同年十月吉右衛門と変名、同廿二日繼目御礼勤、

寛政六卯年組頭役申渡ス、

同十一未年六月請私役相勤、

同十武申年六月東御奉行森川越前守様

一題糸壱丸

右長次郎伴

後藤

鐵八

濟、

延享元子年長次郎病氣ニ付、伴鉄八江相続願、御聞

聞済、

延享元子年八月名跡相続被仰付候、

同月廿一日繼目御礼勤、

御上京ニ付遠慮いたし、苗字祝ト改度願、御聞済、

(三十五丁裏)

文化元子年十二月右吉右衛門義、年来役義出精ニ付、

糸株拾五斤加増可致旨申渡置候處、其節就病氣先仲

ヶ間限ニ致置、追而御願奉申上吳候様申聞候故、右

増糸相違無之段書附相渡、尚又右替として当節銀五

枚目録遣之置候事、

文化四卯年正月持糸高之内拾五斤引分ク次男金三郎

江相譲リ度願、御聞済、

文化四卯年四月右吉右衛門病氣ニ付、伴源之丞江相

続願、御聞済、

(三十六丁裏)

一題糸四拾五斤

右吉右衛門伴

祝 源之丞

御在役

東 牧 備後守様

西 曽我豊後守様

文化四卯年四月名跡相続被仰付、尚又先達而加増糸

之儀、此度願立候處、御聞済、仍而持糸四拾五斤ニ

成ル、同年八月十五日吉右衛門与改名、繼目御礼勤、

文化五辰年十二月苗字森川与改度願、御聞済、

文化七年十二月舍弟森川金三郎病氣ニ付難相勤、

悴も無之ニ付、糸株吉右衛門江譲リ請度願、御聞済、

依之、持糸高六拾斤ニ成ル、

(三十六丁裏)

文化九申年十月組頭役申渡ス、

同十四酉年八月請私役相勤、

文政六年九月病氣ニ付、伴得次郎江相続願、御聞

済、実者九月廿日死去

右吉右衛門養子

森川得次郎

當末 十八才

一題糸六拾斤

文政六年九月名跡相続被仰付候、

御在役

東 牧 備後守様

西 曽我豊後守様

(三十七丁裏)

文政六年十一月吉右衛門と改名願、御聞済、

同年十二月朔日繼目御礼勤、

同年十二月四日組頭役申渡ス、

同十^亥年二月請私役申渡ス、

天保五^辛年十月中老役被仰付、糸式丸受用、

同六^壬年十一月年寄役被仰付、糸五丸受用、

同七^甲申御年頭為拜礼未十二月參府、

(三十七丁裏白紙)

(三十八丁裏白紙)

(三十九丁裏白紙)

(三十九丁裏)

『渤海』

(四十一表)

古渤海家

淨土宗

智恩院末

千本五辻上ル町

宿坊瑞雲院

高倉通伝光寺下ル町

鱗形屋祐泉

一題糸三拾弐斤

貞享二^丑年五月御再興之節、古割符之由緒を以被召加候、

(四十一裏)

一題糸三拾弐斤

鱗形屋善兵衛

名跡相続被仰付、五郎兵衛と改名願、御聞済、

享保六^丑年十二月病身ニ付、名跡孫八江被仰付

候、

右五郎兵衛養子

鱗形屋孫八

享保六^丑年十二月名跡相続被仰付候、

同八^卯年十月三日屋号眞足屋と相改度願、御聞済、

(四十二丁裏)

享保十^巳年十二月六日長崎屋庄兵衛代リ

中老役被仰付、糸式丸受用、

本多筑後守様

御在役

小浜志摩守様

高保十五^戌年十二月孫八義

与右衛門ト麥名願、御聞

濟、

寛保元^酉年九月十六日与右衛門義竹田鑄錢願ニ付不

持之、中老役被召放、糸株之義も被仰付無之、糸株可被召放之處、格別之義を以

(四十一丁裏)

延享二丑年五月從弟八文字屋茂兵衛江糸株相続被
仰付候事、

一題糸式拾四斤

八文字屋茂兵衛

當丑四十壹歲

天明四辰年五月名跡相続被 仰付候、
寛政四子年三月組頭役申渡ス、

江相譲り度願、御聞済、

同五丑年九月茂兵衛急病ニ付、糸株之義者弟安五郎

寛延二巳年八月笠原喜右衛門株糸之内六斤譲リ請、
都合糸高三拾斤ニ相成候事、

右茂兵衛弟

當丑拾貳歲

江相譲り度願、御聞済、

一題糸三拾斤

八文字屋安五郎

當丑拾貳歲

寛政五丑年九月名跡相続被 仰付候、

(四十二丁表)

右茂兵衛付市右衛門事

享保二戌年四月安五郎事茂左衛門与改名願、御聞

宝曆二申年十月廿一日糸目利役組頭役兼帶申渡、

株相譲り度、御聞済、

江相譲り度願、御聞済、

一題糸三拾斤

右茂兵衛付市右衛門事

八文字屋茂兵衛

當丑拾貳歲

御在役

西 曲淵和泉守様

東 森川越前守様

宝曆四戌年十一月名跡相続被 仰付候、

(四十三丁裏)

天明四辰年五月病氣ニ付孫市右衛門江相続被 仰付

享和二戌年八月組頭役申渡ス、

度願、御聞済、

(四十三丁裏)

同年十二月家号相改、渤海与申苗字相名乘度願出候

処、御聞済、

(四十四丁裏)

右茂兵衛孫市右衛門事

八文字屋茂兵衛

當辰拾七歲

享和三年三月請私役申渡ス、

(四十四丁裏)

文化二丑年九月廿二日中老役被仰付、糸式丸受用ス、同十月朔日役付御礼相勤ル、

右同年八月唐物方出精ニ付、東於御役所御褒美金子三両被下置候事、

但し東様唐物御年番也、

同三寅年三月朔日唐物掛リ被仰付候、

同年八月唐物方精勤ニ付為御褒美、

(四十四丁裏)

金子式両被下置候事、

上田弥右衛門殿
下中川李左衛門殿
加納万五郎殿

掛リ与力

御在役前同シス
但唐物方御年番於西御役所拝領

同年十二月朔日來辰御年頭為拝礼參府被仰付候ニ付、御暇御礼相勤ル、

同五年於江府拝礼相濟如例、

掛リ与力

深谷平左衛門殿
下上田八藏殿

(四十五丁裏)

尤東

御役所御帳前始唐物掛リ与力同心衆へ廻勤ス、

寺社御奉行阿部主計頭様
御掛リ百々順助殿
御用人海塩庄兵衛殿

文化四卯年三月七日宇野久四郎代リ年寄役被仰付、

大目附
井上美濃守様

御喰龍上り京都御在役之訳を以
前年迄下拝領ス
長崎御奉行曲淵和泉守様

同月十五日役付御礼勤、糸高五丸受用ス、

井御

御喰龍上り京都御在役之訳を以
前年迄下拝領ス
御酒被下候事、

御在役東森川越前守様

同年二月朔日帰着御礼相勤、

所司代

阿部播磨守様

御式台迄罷上リ、真綿三把奉進上候事、

(四十五丁裏)

文化六巳年七月右茂左衛門病身ニ付、役義御免願御

聞済、持糸高五拾斤ニ成ル、

同十四丑年十月仲ケ間惑乱之儀ニ付、惣中評談之

上、名前入札を以、一統ム相頼元メ役相勤ル、

右渤海茂左衛門儀、文化四卯年寄役相勤、同十二

亥年仲ケ間大借困窮之砌、厚心配を以仕法相立、文

化十四丑年以来元ベ役相勤、文化丑年・文政申年在

京年寄欠役之節、代勤等引受、殊更文政十式丑年三

月取締方定法取究等格別勤功ニ付、

(四十六丁表)

為褒賞向後家督相続之節、勤年限ニ不拘、請私役可

申立、自然家督人幼年難相勤候ハヽ、同役助勤可致

旨、役方中評談相決候ニ付、此旨文政十式丑年三月

褒賞書役方連印ニ而相渡置有之事、

但右褒賞書留糸株高褒賞書割印留ニ有之候事、

天保元寅年五月、依勤功、恵茂助新加糸株六斤願之

通、御聞済、同年十月朔日新加御礼勤ル、

同二卯年十一月右茂助江組頭役申渡ス、

(四十六丁裏)

天保三辰年九月右茂助病氣ニ付退役、新加糸株返上

願、御聞済、夷者病死也、

天保七申年二月、依勤功、養桺善助新加糸株六斤、

年寄中ム願之通、御聞済、同月十五日新加御礼相勤

ル、

天保七年三月右善助江組頭役申渡ス、

御在役 東 深谷遠江守様

西 佐橋長門守様 御月番 掛リ役

棚橋長三郎殿

(四十七丁裏白紙)

天保七年三月右善助江組頭役申渡ス、

申立、自然家督人幼年難相勤候ハヽ、同役助勤可致

旨、役方中評談相決候ニ付、此旨文政十式丑年三月

褒賞書役方連印ニ而相渡置有之事、

但右褒賞書留糸株高褒賞書割印留ニ有之候事、

(四十八丁裏白紙)

(四十八丁裏)

【大音】

(四十九丁表)

『丸屋』
当大音家

淨土宗

知恩院末

淨福寺中
向井伊賀守様

都合糸高五拾斤ニ成ル、

御在役　本多筑後守様

元株　西田　奥村

宿坊　長徳院

延享五年三月剃髪意休与相改度願、御聞済、

一題糸三拾弐斤

西田甚右衛門

同年四月病氣ニ付、從弟大音八左衛門江糸株相譲リ

貞享三年三月新加被　仰付候、

右甚右衛門伴

延享五年四月相続被

名跡相続被仰付候、年限不知、

一題糸三拾弐斤

西田九郎左衛門

延享五年四月相続被

享保八年十二月剃髪久尚ト相改度願、御聞済、

同十六亥年八月重病ニ付、糸株甥奥村善兵衛江相譲

度願、御聞済、

一題糸三拾弐斤

右久尚甥

御聞済、

享保十六亥年八月相続被仰付、繼目御礼勤ル、

(五十一丁表)

同年九月間屋支配被　仰付候、

享保式十一辰年二月加増糸拾八斤被　仰付候、

一題糸三拾弐斤

右八左衛門寔子

大音次郎左衛門

明和三戌年九月病氣ニ付、伴次郎左衛門江相続願、

安永式巳年五月病氣之処、伴も無之候ニ付、糸株暫

仲ヶ間江預ケ度旨、親類中一同連印願書差出候 二付、

被仰付度願、御聞済、後死去、

御奉行所江申上候処、願之通、御聞済、

(五十二丁表)

右寅次郎事

(五十三丁表)

右次郎左衛門從弟

当子廿四才

一題糸三拾斤

大音吉兵衛

文化元子年九月右吉兵衛并親類中連印を以、三拾弐

文化十三子年壬八月名跡相続被仰付候、

ヶ年以前從弟大音次郎左衛門重病二付、糸株相続難

同十四丑年十月十五日継目御礼勤、

仕、且忤も無之ニ付、追而名跡相極候迄糸株仲ヶ間

御在役 東 佐野肥後守様

江御預ケ申上候後、次郎左衛門病死仕候、然ル処、

西 松浦伊勢守様

此度從弟吉兵衛名跡相続被仰付度願、御聞済被

文政三辰年二月請払役申渡ス、

仰渡候得共、久々中絶有之ニ付、糸高拾五斤相減候

(五十三丁表)

事、同年十月朔日継目御礼勤、

同年三月中老役被仰付、糸高弐丸受用、

(五十四丁表)

御在役 森川越前守様

御在役 東 牧 備後守様

未御上京無之、

文化五辰年十二月組頭役申渡、

文政四巳年五月廿二日病氣ニ而役義御免願、

同九申年十月請払役申渡、

同廿四日御聞済、

文政四巳年六月請払役再勤、

同十三子年閏八月十五日病氣ニ付、忤寅次郎江相続

同七申年六月十九日年寄役被仰付、糸高五丸受用、

同七月朔日役付御礼勤、

(五十五丁裏白紙)

(五十六丁裏白紙)

(五十六丁裏)

『奥』

(五十三丁裏)

御在役 東 牧 備後守様
西 須田大隅守様

『當』

本願寺門徒

『八字屋』

奥家

西末

元木村分株

笠屋淨福寺東江入

長円寺旦那

西陣中筋知恵光院角

奥 六兵衛

当該三十七才

一題糸式拾斤

享和三年正月朔木村五兵衛持糸高之内、分株相

統被 仰付候事、

五十四丁裏

御在役

東

森川越前守様

西

曲淵和泉守様

五十五丁裏

御在役

東

森川越前守様

西

曲淵和泉守様

五十六丁裏

御在役

東

森川越前守様

五十七丁裏

御在役

東

森川越前守様

五十八丁裏

御在役

東

森川越前守様

五十九丁裏

御在役

東

森川越前守様

文化十三(子)年正月陸祐と麥名願、御聞濟、

『乍新加』

金戒光明寺末

同十四丑年十月請払役再勤、

元山村

三条川端
檀王法林寺

文政十武丑年三月仲ヶ間預り株之内七斤譲り受、依
之、持糸高都合式拾七斤ニ成ル、

但し得能興感讓リ株之内拾五斤仲ヶ間預り之内也、

一題糸式拾四斤

山村次郎左衛門
衣棚突抜長浜町

(五十八丁表)

天保式卯年二月元々役請払役兼勤申渡、

元錄四未年六月四日親類書出シ新加被

仰付候、

同五申年五月十四日増糸式斤被下置候、

右次郎左衛門事後剃髮宗源ト改名、

(六十二丁表)

元錄十丑年二月廿七日増糸被下置、都合三拾斤ニ成、

同十五午年十二月廿二日病死、

右宗源伴

一題糸三拾斤

山村次郎左衛門

元錄十三辰年十一月親宗源為名跡此高被下相続被仰

付候、

正徳四年六月請払役申渡ス、

享保五子年五月今井太兵衛代リ中老役被仰付、糸式

(五十九丁裏白紙)

(六十丁裏)

『巨智部』

(六十一丁表)

当 巨智部家

淨土宗

(六十二丁表)

丸受用、

西陣渤海家所藏『現糸割符連綿録』

御在役 諏訪肥後守様

山口安房守様

寛保元酉年四月有来新兵衛代リ年寄役被仰付、糸五

丸受用ス、

御在役

馬場讚岐守様

三井下總守様

延享三寅年三月病氣ニ付退役、

右次郎左衛門養子

一題糸壱丸

(六十二丁裏)

延享三寅年九月名跡相続被

仰付候、

三井下總守様

御在役

永井丹波守様

寛延三年三月組頭役申渡ス、

宝曆五年四月請払役申渡ス、

同十式午年五月中老役被 仰付、糸式丸受用、

明和元申年八月剃髪宗瑞ト変名願、御聞済、

一題糸壱丸

(六十三丁表)

山村吉次郎
右宗瑞美子

明和元申年八月名跡相続被仰付、次郎左衛門ト改

名、

御在役

小林阿波守様

松前筑前守様

安永二巳年九月苗字巨智部与相改度願、御聞済、

同五申年十月持糸高五拾斤之内式拾斤引分ケ、甥巨

智部勘九郎江相譲リ度願、御聞済、

同九子年十一月請払役ニ而長崎在勤中、在番年寄宇

野久四郎病死ニ付、右久四郎代リ年寄役被 仰付、

糸五丸受用ス、右者京御奉行様より御書を以、御掛合

被 仰付候事、

(六十三丁裏)

寛政式戌年七月長崎在番中病死年寄役退身、糸株仲

ヶ間江預ケ度趣、親類連印一札差出シ、追而相続人

有之次第、元糸高被下候様相願候處、御聞済、

右巨智部次郎左衛門同性精七事

一題糸三拾斤

巨智部次郎左衛門

享和元酉年十一月先次郎左衛門より糸株仲ケ間江預り

置候得共、此度名跡相続之義、親類中連印を以願出
候ニ付、元糸高被下置候、御聞済之上、継目御礼相

勤ル、

(六十四丁表)

曲淵和泉守様

御在役

森川越前守様

享和武戌年四月質方掛リ役申渡ス、

同年八月組頭役申渡ス、

文化元子年四月請払役申渡ス、長崎へ在勤ス、

同四卯年六月世繼八郎兵衛代リ中老役被仰付、糸式

丸受用、

丸受用、

御在役

森川越前守様

(六十四丁表)

同五辰年二月年寄役被仰付、糸五丸受用、

勤ル、

御在役 前同

同九申年八月於長崎表次郎右衛門ト改名、御聞済、
於京都、御届ヶ済、

同十一戌年三月於長崎去ル辰年より仕来リトハ乍申、
無役料ニ而相勤被居候ニ付、伴吉次郎江新加糸六斤
願立之上被仰付、尚又次郎右衛門江銀百枚差遣ス

事、

同十三子年八月次郎左衛門ト改名、御聞済、

(六十五丁表)

文政五午年三月長崎表ヘ勤番罷下ル、

同六未年十月十七日長崎在番中、実ハ病死ス、

同年十一月年寄退役願、御聞済、

同十亥年閏六月病氣ニ付、甥吉三郎江糸株相譲リ度

願、御聞済、

願、御聞済、

右次郎左衛門甥

一題糸五拾斤

巨智部吉三郎

文政十亥年閏六月名跡相続被仰付候、継目御礼相

勤ル、

(六十五丁裏)

貞享二丑年五月御再興之節被召加候、

右庄右衛門弟

一題糸式拾七斤

平野屋次郎右衛門

元錄八亥年五月病氣付、糸株甥庄右衛門江相讓、

名跡相続被仰付候、年限不分、

文政十亥年十月質方掛役申渡ス、

天保元寅年九月十七日組頭役并質方兼勤申渡ス、

同二卯年三月十五日請払役申渡、長崎表へ勤番罷下

ル、

(六十六丁裏百紙)

(六十六丁裏百紙)

(六十七丁裏百紙)

(六十七丁裏百紙)

『鎌田』

(六十八丁裏)

當 鎌田家

淨土宗
知恩院末

『丸屋』

伏見海道五条下ル
宿坊淨雲寺中松林寺

元株 平野屋

西陣今出川通元北小路町

一題糸式拾七斤

右庄三郎從弟

平野屋宗助

一題糸式拾七斤

西陣今出川通元北小路町

平野屋庄右衛門

一題糸割符連綿錄』

(六十八丁裏)

東 神尾備中守様

御在役

西 須田大隅守様 御參府中

天保元寅年九月十七日組頭役并質方兼勤申渡ス、

一題糸式拾七斤

右庄右衛門弟

平野屋庄右衛門

元錄八亥年五月名跡相続被仰付候、

一題糸式拾七斤

右庄右衛門弟

平野屋庄右衛門

元錄十四巳年七月名跡相続被仰付候、

一題糸式拾七斤

右庄右衛門弟

平野屋庄右衛門

宝永五年十一月名跡相続被仰付候、

一題糸式拾七斤

右庄右衛門弟

平野屋庄右衛門

同七寅年九月病氣付、從弟宗助江糸株相譲り度願、

御聞済、

右庄右衛門弟

平野屋庄右衛門

宝永七寅年九月名跡相続被 仰付候、

右淨貞伴

享保三戌年九月病氣ニ付、糸株甥次助江相譲リ度願

鎌田源太郎
当戊五拾九歲

出、御聞済、

(六十九十裏)

右宗助甥

一題糸貳拾七斤

平野屋次助

享保三戌年九月名跡相続被 仰付候、

天明四辰年七月名跡相続被 仰付候、

安永七戌年三月名跡相続被 仰付候、
(七十裏)

右源太郎伴源六事

一題糸三拾斤

鎌田源太郎

延享三寅年三月病氣ニ付、從弟鎌田源太郎江糸株相
讓リ度、御聞済、

鎌田源太郎

一題糸貳拾五斤

同九巳年六月病氣ニ付年寄退役、名跡之義者、養子

延享五辰年七月組頭役申渡ス、
付、題糸貳斤相減シ候事、

佐太郎江相談願、御聞済、

(七十一裏)

右源太郎養子

延享五辰年七月組頭役申渡ス、

鎌田佐太郎
當己拾壹歲

(七十二裏)

一題糸四拾斤

右源太郎養子

寛延式巳年五月分糸株五斤譲リ受、持糸株高三拾斤

寛政九巳年六月名跡相続被 仰付候、

ニ成ル、

享和式戌年四月源太郎与改名、繼目御礼勤ル、

文化十酉年十一月組頭役申渡ス、

同十式亥年六月請払役申渡ス、

源左衛門ト変名願、御聞済、

明和式酉年五月剃髪淨貞ト相改度願、御聞済、

同十四丑年十一月年寄臣智部次郎左衛門同伴長崎表

江為取締下向、直様帰京、

(七十二丁裏)

文政五年六月大音吉兵衛代り中老役被仰付、糸式

丸受用、同七月朔日役付御礼勤、

御在役 東牧備後守様

西曾我豊後守様

文政五年十一月磯村庄兵衛代り年寄役被仰付、糸

五丸受用、同十二月朔日役付御礼、

江戸御年頭參府、御暇御札一同相勤、

御在役 前同断

(七十三丁裏)

文政六年十一月長崎勤番罷下ル、

同七年閏八月交代帰京、

同八年七月病氣ニ付退役願、御聞済、

同年九月元バ役相勤、

文政十一年三月病氣ニ付退役、名跡実忤八十太郎江

相続願、御聞済、

加増糸拾斤被仰付、都合五拾斤ニ成ル、

同年三月廿二日病死、

(七十二丁裏)

一題糸五拾斤

文政十一年三月名跡相続被仰付候、

同十式丑年二月組頭役申渡ス、

天保二卯年十二月糸目利加役申渡ス、

同四巳年七月請払役申渡ス、

三條通高倉西江入ル町

『岐阜屋』 世継家

淨土宗

知恩院末

(七十四丁裏)

『世継』

(七十五丁裏)

宿坊 大雲院

寺町四条下ル

三条通高倉西江入ル町

世継八郎兵衛

享和二戌年八月親類書差出し、

右源太郎寒忤八十太良事

鎌田源太郎

当亥拾五歳

新加入被 仰付候、

(七十五丁裏)

西

曲淵和泉守様

御在役

東 森川越前守様

文化二丑年八月組頭役申渡ス、

同年十二月中老役被 仰付、糸式丸受用、

文化四卯年三月病氣ニ而難相勤、役義御免願、御聞

濟、

同十式亥年七月退六ト変名願、御聞済、

同十四丑年十月より元バ役相勤、

(七十六丁裏)

文政五年十月五日八郎兵衛与改名願、御聞済、

文政十式丑年、依勤功、伴猶三郎新加、糸株六斤願

之通、御聞済、同年十二月朔日、新加御礼勤、

天保式卯年四月右猶三郎江組頭役申渡ス、

天保三年病氣ニ付、伴猶三郎新加糸株返上相続願、

御聞済、

一題糸丸

貞享二丑年五月御再興之節被召加候、

右八郎兵衛養子伴

世繼猶三郎

当農三十壹才

一題糸貳拾五斤

(七十六丁裏)

天保三年九月新加糸株返上、名跡相続被 仰付候、

但新加之節御礼相勤候ニ付、繼目御礼不相勤候事、

天保三年九月八郎兵衛与変名願、御聞済、

同四巳年七月糸目利加役申渡、組頭役共兼帶、

(七十七丁裏白紙)

(七十八丁裏白紙)

(七十九丁裏)

『福井』

(七十九丁裏)

當 福井家

淨土宗

『松屋』

智恩院末

『分ヶ株ニ成ル』

西陣榮町

宿坊

長榮寺

元株 吉野屋 泉屋 木村

新町通大次町

吉野屋祐雲

(七十九丁裏)

元文四
未年二月名跡相続被仰付候、

貞享三
寅年五月病氣ニ付、伴伝兵衛江相続願、御聞

濟被仰渡候得共、被召加、無間病氣にて伴江相

讓リ候ニ付、糸高拾斤減少被仰付候事、

右祐雲伴

一題糸四拾斤

吉野屋伝兵衛

右泉屋平六徒弟

一題糸三拾七斤

木村五兵衛

貞享三
寅年五月名跡相続被仰付候、

享保元
申年九月病氣ニ付、伴伝次郎事伝兵衛江相続

願、御聞濟、

(八十丁表)

右伝兵衛伴伝次郎事

一題糸四拾斤

吉野屋伝兵衛

享保元
申年九月名跡相続被仰付候、

享保十四
酉年七月家号名前共泉屋弥右衛門与相改度

願、御聞濟、

同年八月七日繼目御礼勤、

元文四
未年二月病氣ニ付、弟平六江相続願、御聞濟、

同年八月七日繼目御礼勤、

元文四
未年二月病氣ニ付、弟平六江相続願、御聞濟、

(八十丁裏)

右弥右衛門弟

一題糸四拾斤

泉屋平六

一題糸四拾三斤

右五兵衛養子

木村五兵衛

明和八年九月八ヶ年以前、養父五兵衛タ仲ク間江
預ケ置候糸株、此度相続致度旨願出候ニ付、相伺候

処、願之通名跡相続被仰付候事、
右五兵衛義半助と変名願、御聞済、

天明八年五月病死ニ付、伴五兵衛江相続願、御聞

濟、

(八十二丁表)

一題糸四拾三斤

右半助伴

木村五兵衛

文政八年三月請私役相勤、
文政十式五年三月得能興藏讓リ株之内、仲ク間預リ

株拾五斤有之ニ付、右之内三斤讓リ請、都合持糸高

式拾三斤ニ成ル、

天保式卯年、依勤功、伴榮吉新加糸株三斤、願之

通、御聞済、同年二月新加御礼勤、

同年八月榮吉義榮次郎与變名願、御聞済、并榮次郎

義榮六ト相改度願、御聞済、

天保四年右榮次郎江組頭役申渡ス、

一題糸武拾斤

右五兵衛從弟

福井榮次郎

(八十二丁裏)

天保四年九月榮六病氣ニ付、伴榮次郎新加糸株返

享和三年五月從弟木村五兵衛タ譲り請、同年六月

上相続願、御聞済、

朔日御礼勤、尤他家相続之儀ニ付、糸高三斤相減候事、

御在役 西 曲淵和泉守様
東 森川越前守様

文政式卯年九月組頭役申渡ス、

西陣渤海家所藏『現糸割符連錦錄』

右榮六實桙

福井栄次郎

當已廿武才

宝永式_{酉年二月四郎兵衛名跡相続被}仰付候、

享保十九_{寅年四月十六日加糸三斤被}仰付候、九郎

九郎

右衛門_{与改名}

天保四巳年九月新加糸株返上名跡相続被

仰付候事、

但新加之節御礼相勤候二付、繼目御礼不相勤候事、

(八十四丁表白紙)

(八十五丁表白紙)

(八十五丁裏)

『礪谷』

(八十六丁表)

當 磺谷家

淨土宗

智恩寺末

四条裏寺町

一題糸四拾斤

右九郎右衛門養子聟五四郎事

礪谷九郎右衛門

元 和久屋

佐々木

宿坊 净心寺

宝曆式_{申年老衰ニ付、役義退役糸株之儀者養子聟五}

四郎事、礪谷九郎右衛門江相続願、御聞済、剃髪了

同年十月十五日繼目御礼相勤、

一題糸三拾七斤

室町通冷泉町

和久屋九郎右衛門

右九郎右衛門

貞享二丑年五月御再興之節被 召加候、

(八十六丁裏)

同年十月十五日繼目御礼相勤、

一題糸三拾七斤

和久屋四郎兵衛

宝曆十一巳年九月廿九日苗字佐々木_{与改、新蔵与変}

名奉願候処、御聞済、

明和四_亥年三月中老役被仰付、糸式丸受用ス、剃髪

白牛と改度願、御聞済、

一題糸三拾七斤

右四郎兵衛弟

和久屋七郎右衛門

右白牛忤

佐々木正蔵

和久屋ト改度願、御聞済、

右九郎右衛門恵九一郎事

(八十八丁表)

當成廿六歲

和久屋九郎右衛門

當辰拾三歲

一題糸四拾斤

佐々木正蔵

安永七戌年五月親白牛病氣ニ付、恵正藏江名跡願、
御聞済、

(八十八丁表)

安永九子年三月右正藏御届不申上、遠方江罷越不埒

有之、座外被 仰付候、

右正藏父新藏事

一題糸三拾斤

佐々木白牛

安永九子年三月正藏不埒ニ付、糸株之内拾斤相減

シ、親白牛江再勤被 仰付候、

(八十八丁表)

右白牛忤

佐々木真藏

一題糸三拾斤

和久屋九一郎

天明七未年九月名跡相続被 仰附候、

和久屋九郎右衛門

當未廿七歲

勤、

文化八未年七月名跡相続被 仰付候、

和久屋九郎右衛門

當未九歲

同年十二月病氣ニ付、伯父正五郎江糸株相譲リ度、

勤、

和久屋九郎右衛門

當未廿三歲

天明八申年十一月名跡相続被 仰付候、佐々木氏を

願之通、御聞済、

天明八申年十一月名跡相続被 仰付候、佐々木氏を

當未廿三歲

一題糸式拾斤

右九一郎伯父

和久屋正五郎

當申廿四歲

(九十二丁裏)

『有來』

(九十二丁裏)

文化九年

申年十二月名跡相続被

仰付候、

御聞済、

同十四酉年七月九郎右衛門_与改名願、

御聞済、

同年七夕糸株質会所共繼目御礼相勤、

文政十式丑年十一月礪谷_与申苗字ニ相改度願出候

処、御聞済、

御在役 東 小田切土佐守様 御月番

(九十二丁裏)

西 松平伊勢守様

掛リ子力神沢桑之進殿
同一年寄大音吉兵衛

天保元寅年九月年来相勤候ニ付、
伴勝五郎義新加糸
三斤_井質古手改会所見習勤等、願之通被
仰付、同

年十月朔日新加御礼質会所見習勤御礼共一同ニ相勤

ル、

(九十二丁裏白紙)

(九十二丁裏白紙)

(九十二丁裏白紙)

一題糸式拾七斤

古 有来家
『御再興』天保六年迄
百五拾老年ニ成ル』

富小路朝倉町

寺町本能寺中
宿坊 慈源院
有来新兵衛

貞享二丑年五月御再興之節、古割符之由緒を以被
召加候、

元錄四未年六月四日式拾三斤増糸被 仰付、都合糸

(九十二丁裏)

高毫丸受用、元錄五申年五月十四日鍵屋勘右衛門代

リ請払役被仰付、役糸拾三斤受用、元錄七戌年三月

七日菱屋七郎兵衛代リ中老役被 仰付、役糸とも都

合式丸受用、

元錄九子年三月七日茨木屋宗本代リ年寄役被仰付、

糸高五丸受用、後剃髪宗順_与変名ス、七ヶ年在役、

元錄十五午年十一月五日病死、

一題糸壱丸

右宗順養子

有来 新六

新兵衛ト改名

寛延三年三月五日於東 御役所、永井丹波守様御

前二面、御直ニ家質改会所年寄加役被 仰付候、

(九十四丁表)

元錄十五年十二月廿七日新兵衛名跡相続被仰付

候、

正徳三年三月朔日三宅九郎右衛門代リ中老役被仰付、糸高式丸受用、

享保式西年十二月十五日清水宗全代リ年寄役被仰付、元文六西年三月朔日病死、名跡悴清助江相讓リ度願出候処、御聞済、

(九十四丁裏)

一題糸壱丸

右新六事新兵衛幹

有来 清助

元文六西年二月名跡相続被仰付、新兵衛ト改名、

寛保改元西年五月六日山村次郎左衛門代リ中老役被仰付、同年七月年寄役被仰付、中老役之上座、同

年八月年寄役被仰付、糸高五丸受用、

仰付候、西 御月番、

(九十五丁表)

宝曆六年五月右家質方存寄有之、退役奉願、廿四

日願之通首尾能 御聞済、

宝曆七年新兵衛義、就多病、年寄役御免願書差上候得共、同役共々役義差留度添願差出候ニ付、御差

留ニ成、心惱養生仕候様被仰渡候、其後宝曆拾四年四月廿二日退役願出候処、五月十九日於西 御役所、此節御頓着難被及候旨被 仰渡候、

(九十五丁裏)

宝曆拾四年七月剃髪、右新兵衛事、宗清与変名、

明和四年依願年寄役御免被 仰付、持糸高拾斤加

增被 仰付候事、

右宗清養子

有来甚三郎

當未四拾五才

一題糸六拾斤

年永四年六月依願養子甚三郎江糸株名跡相続被

(九十六丁表)

右新兵衛甥

安永六年就甚三郎病氣、大切ニ糸株仲ケ間へ預ケ

置、追而宗清も相続人相願可申ニ付、其趣御願申上

ケ置候処、同戌年三月富田伊兵衛被申、宗清甥江糸

株相続為仕度、併有來与苗字相改候義者、差支之筋

有之ニ付、暫延引致度旨、宗清も願書差出、西御

役所江奉願候処、御聞済、然処、富田伊兵衛義有來

与相改候義、弥以差支候ニ付、安永九年子五月宗清

夷子他家養子乍相続、有來与相改、相続為致度、併

(九十六丁表)

夷子清次郎病身忤無之候、若又清次郎此末夷子出生

致候ハヽ、一旦富田伊兵衛江相讓リ候儀故、追而者

忤清次郎致養子、糸株相続為致旨ニ付、右清次郎江

糸株相続奉願候処、御聞済、

宗清夷子清次郎改名

一題糸六拾斤

安永九年五月名跡相続被 仰付候、

當年三十七歲

一題糸六拾斤

(九十七丁表)

文化五年十月持糸高六拾斤之内式拾斤、從弟石束

善兵衛江分株願、御聞済、依之、持糸高四拾斤ニ成、

然ル処、直次郎病身ニ而難相勤、從第六右衛門江讓

リ、

直次郎從弟

一題糸三拾斤

有來六右衛門
當辰五十二歲

文政三年十二月名跡相続被 仰付候、

(九十七丁表)

右有來家持糸高四拾斤之処、先達而分ケ株致、尚又

年來一向不相勤、其上讓リ等ニも相成候義ニ付、拾

斤減少被 仰付、三拾斤ニ相成候事、

一題糸三拾斤

有來新三郎
當丑五才

文政十武丑年七月六右衛門病氣ニ付、甥新三郎へ糸

株相続願出候処、即刻御聞済被 仰渡候事、

(百二丁表)

淨土宗

(九十八丁表)
右新三郎事、実者宇野休八郎伴ニ有來家名跡相続

『新加』
村瀬家

智恩院末
伏見海道五条下ル

致候事、
右新三郎事、実者宇野休八郎伴ニ有來家名跡相続

淨雲寺旦那

致候事、

松平伊勢守様 御月番

村瀬喜兵衛
当子式十九才

御在役 小田切土佐守様 御在府中

天保四巳年二月病身ニ付、糸株兄寿吉郎江相談リ度

宝暦六子年十一月新加被 仰付、同月廿八日御礼勤、

願、御聞済、

安永九子年七月病氣ニ付、弟喜右衛門江相続願、御

願、御聞済、

聞済、

一題糸三拾斤

右新三郎兄

右喜兵衛弟

一題糸三拾斤

(百二丁表)
當子式十五才

村瀬喜右衛門

天保四巳年二月十六日名跡相続被 仰付候、

寛政七卯年十二月喜右衛門義病氣ニ付難相勤、乍

(九十八丁表)
天保四巳年三月新三郎と改名願、御聞済、

去、喜右衛門年来相勤候規模ニ、伴喜十郎江仲ク間

同年三月十五日繼日御礼相勤、

預ケ株之内拾斤別段新加被 仰付候、

(九十九丁表白紙)
同年三月十五日繼日御礼相勤、

寛政十午年三月伴喜十郎義病氣ニ付難相勤、糸株仲

(九十九丁表白紙)
(百丁裏)

ケ間江預ケ度願、御聞済、

(百丁裏)

同年三月十五日繼日御礼相勤、

(百丁裏)

同十式申年五月喜右衛門義病氣ニ付退身願、御聞

『村瀬』

済、

(百二丁表)

一題糸拾斤

右喜右衛門養子

村瀬 助七

當申世三才

ニ而者差文候ニ付、此度実弟村瀬庄助、茂右衛門跡
糸株并元方役共相讓度趣之願書面、為後証相記し置、

寛政十式申年五月相続被仰付候、

享和二戌年二月助七弟庄助江丸山茂右衛門跡株を以

新加願、御聞済、

同年四月助七義病氣ニ付難相勤、依之、糸株并元方

役共、仲ヶ間江預ケ度願、御聞済、

(百二丁表)

一題糸拾斤

右助七弟

村瀬 庄助

享和二戌年二月丸山茂右衛門株を以、新加并元方役

被仰付候、同月十五日新加御礼勅、

西曲淵和泉守様

御在役

東森川越前守様

候、元方役之儀、先年官部武助、丹山茂右衛門、村

享和式戌年二月村瀬助七の願出候者、私義相勤罷在

候、喜兵衛、喜兵衛三人ニ而相勤候之處、當時私老人

(百二丁表)

『有來分株也』

(百九)

『上菱屋』

浦井家

二条川東

要法寺中実成院

元株 石束

日蓮宗

『古』

『浦井』

『百五丁表』

『百四丁表白紙』

『百四丁表白紙』

『百五丁表白紙』

『百五丁表白紙』

文化十一戌年十二月喜右衛門と変名願、御聞済、
文政元寅年八月仙右衛門と変名願、御聞済、
文政六年正月幸右衛門と変名願、御聞済、
天保三年八月覺兵衛義鈴木と名乗也、名代為勤度

願、御聞済、御礼相勅、

御聞済、

室町通権木町上ル町

有来直次郎從弟

浦井徳右衛門

当卯四十才

一題糸式拾斤

一題糸式拾斤

石束善兵衛

文化五辰年十月有来直次郎糸株六拾斤之内、引分ヶ

文政式卯年六月従弟石束泰助ヲ預ケ株を以、此度譲
リ請相続被仰付候、同年七月朔日御礼勤、

讓り請相続願、御聞済、

同年十一月朔日、継目御礼済、

(百六十裏)

文化七年七月唐物掛リ役被仰付、組頭役兼帶勤、

同九申年六月廿四日病氣ニ付、唐物掛リ組頭とも退

(百七十裏)

文政八酉年十月組頭役申渡、

同十式丑年三月糸目利役兼帶申渡、

天保元寅九月退役、

御在役 東 佐野肥後守様
西 松浦伊勢守様

右善兵衛幹

一題糸式拾斤

石束 泰助

右徳右衛門実幹

浦井弁三郎

当寅廿四才

文化九年六月名跡相続被仰付候、

同十二亥年九月勝手ニ付仲ケ間江糸株預ケ置、追而

相続之儀奉願上候段願、御聞済、

(百七十七裏)

文政二卯年六月従弟浦井徳右衛門江糸株相譲り勤、

願、御聞済、

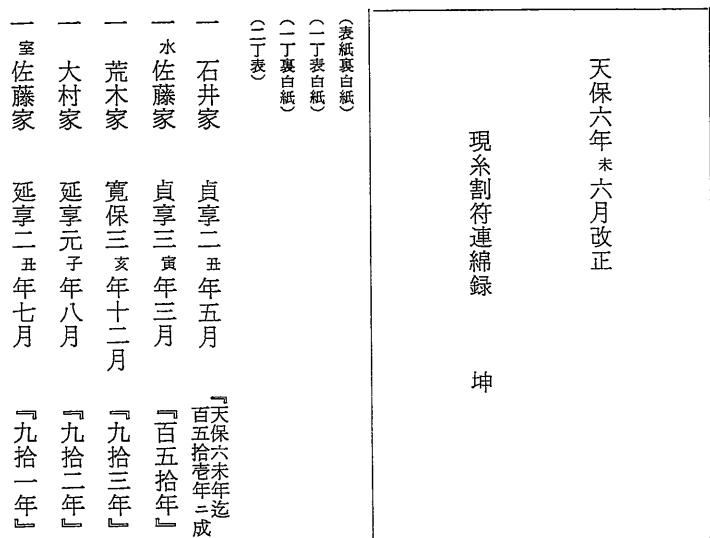
一題糸式拾斤

天保元寅年九月名跡相続被仰付候、

同元寅九月徳右衛門と変名願、御聞済、

同式年卯二月十五日継目御礼勤、

西陣渤海家所藏『現糸割符連錦錄』



天保六年未六月改正

(表紙)

(縦23.6cm×横16.8cm)

一 前川家	天保六未年七月
一 鳴田家	延享三寅年十二月
一 鈴木家	『九拾年』
一 湯浅家	『八拾年』
一 小堀家	『七拾一年』
一 下村家	天保六未年
一 河瀨家	安永五年申年十二月
一 伊藤家	天保四年巳年二月
一 中井家	『三十年』
一 比喜多家	安永七年戌年十二月
一 中林家	『五十八年』
一 謙訪家	寛政元酉年閏六月
一 富田家	『四十七年』
(二丁裏)	享和二戊年四月
一 木田家	『四十一年』
一 荒木家	『三十四年』
一 大村家	『三拾一年』
一 水佐藤家	『三十一年』
一 石井家	貞享二丑年五月
	『百五拾年』
	『百五拾年』
	『九拾三年』
	『九拾二年』
	延享元子年八月
	『九拾一年』
一 室佐藤家	延享二丑年七月

一 田村家 天保二卯年十二月 『五年』

一 山田家 文化十四年七月 『式十三年』

一 石田家 文政六年六月 『拾三年』

一 吉田家 文化九年十一月 『拾年』

(四十表白紙)

『石井』

(五十表)

『当』 石井家

日蓮宗

本能寺中

新在家南西町

石井三右衛門

一題系三拾七斤

貞享二丑年五月 御再興之節、被 召加候、

同年御物端物目利役被 仰付、老人ニ而相勤、外ニ

糸目利役之内ヲ老人御物方兼帶相勤候得共、役料糸

者不被下候事、

(五十表)

元録十五年六月加増糸三斤被仰付候、

同十一寅年六月現糸割符ニ成、御物方四ヶ年ニ壹度ツ

、四ヶ所順番ニ相勤候様被仰出、其後役糸不被下

候事、

元録十五午年三月加増三斤被仰付候、依之、糸高都

合四拾三斤ニ成ル、

同年九月承三与 麥名願、御聞済、

享保五子年二月病氣ニ付、伴新五郎ノ相続願、御聞

済、

享保五子年二月名跡相続被 仰付候、

享保十八丑年十二月五郎右衛門与 麥名願、御聞済、

享保式十卯年七月病氣ニ付、伴弥吉江相続願、御聞

済、右五郎右衛門於肥後限本ニ病死、

右五郎右衛門養子

石井新五郎

一題系四拾三斤

享保式十卯年七月名跡相続被仰付候、

右五郎右衛門養子

石井 弥吉

(六十表)

元文四末年十一月元服孫右衛門と麥名願、御聞済、

宝曆十一巳年九月組頭役申渡、

天明元年五月病氣付、快鉄次郎江相続願之通、

御聞洛、

右孫右衛門惣

(八十裏白紙)
(九十九裏)

一題糸四拾三斤

石井鉄次郎

當五拾才

『水佐藤』
(十一表)

『当』佐藤家

日蓮宗

天明元年五月名跡相続被 仰付候、

七十七表

本國寺中
御屋敷之内
佐藤市兵衛

文化七年正月病氣付、快鉄五郎江相続願、御聞

濟、

右鉄次郎惣子

一題糸壳丸
貞享三年三月新加入被仰付候、右佐藤之儀者、
御由緒之者而、水戸様 御用達相勸寵在、

當廿三才

(十一表)

黃門光国様唐本 御好被遊候付、為長崎手寄江

(十四)

戸御表而、御沙汰有之、御所司代江被 仰進、

市兵衛義糸割符新加被 仰付、此節始而新加被仰付

候也、

一題糸壳丸

佐藤 元始

一題糸壳丸

佐藤久兵衛

(十一表)

文政式九年九月病身付、組頭役難勤之趣、願書被

差出、聞置退役、

文政四年十二月孫右衛門与麥名願、御聞済、

(八十九表白紙)

正徳三年正月病氣付、快庄次郎江相続願、御聞

濟、

右久兵衛伴庄次郎事改名

一題糸壱丸

佐藤久兵衛

正徳三巳年正月名跡相続被仰付候、

寛延二巳年九月彦五郎与麥名願、御聞濟、

宝暦十式午年四月右彦五郎重病之処、跡日無之ニ付、

糸株仲ヶ間江預ケ度願、御聞濟、

(十二丁裏)

一題糸壱丸

右彦五郎養子
佐藤彦五郎

宝暦十式午年十月養子彦五郎江先達而仲ヶ間江預ケ

置候、糸株名跡相続願、御聞濟、

然ル処、彦五郎幼年ニ付、繼目御礼暫着免願濟、

安永七戌年二月未継目御礼不相勤、元來病身ニ而難

相勤ニ付、糸株仲ヶ間江差出し退身仕度願、於西

御役所 御聞濟、差出シ株相成候事、

(十二丁裏)

右

佐藤彦五郎

天明四辰年十一月先達而他病ニ付、糸株仲ヶ間江差

一題糸式拾斤

佐藤彦五郎

元株 沈香屋 田中

出し退身仕罷在候処、頃日全快仕、先祖々相伝之糸

割符株ニ付、此節親類書差出し、此節相改式拾斤之

高相願候處、於東御役所御聞濟、

文政式卯年七月病氣ニ付、伴彦太郎江相続願、御聞

濟、

(十二丁裏)

一題糸式拾斤

右彦五郎仲
佐藤彦太郎
当卯十三才

天保元寅年壬三月十五日継目御礼勤之、

文政式卯年七月名跡相続被仰付候、

(十三丁裏白紙)

(十四丁裏白紙)

(十四丁裏)

『荒木』

(十五丁裏)

『當』

『伊勢屋』

荒木家

高田門徒

川原町二条上ル

專修寺

西陣渤海家所藏『現糸割符連綿録』

二条通大恩寺町

沈香屋四郎兵衛

宝暦九_卯年九月宗内病身_{ニ付}、伴伊助事伊兵衛と改

名、糸株相続願、御聞済、

右宗内伴伊助事改名

一題糸式拾七斤

貞享二_丑年五月御再興之節被召加候、

享保九_辰年十一月病氣_{ニ付}、糸株伴善七江相譲リ度

願、御聞済、

(十五丁表)

右四郎兵衛伴

一題糸式拾七斤

享保九_辰年十一月名跡相続被仰付候、

同廿一_辰年二月組頭役申渡ス、

寛保三_亥年十二月病身_{ニ付}而難相勤、依之、糸株従弟

荒木伊兵衛江相譲リ度願、御聞済、

一題糸式拾七斤

他家従弟

荒木伊兵衛

寛保三_亥年十二月従弟田中善七_ル譲り請、

同月十五日御礼勤、

(十六丁表)

寛延式_巳年五月糸三斤加増被仰付、都合糸高三拾斤

ニ成ル、

右伊兵衛剃髪宗内と改名願、御聞済、

一題糸三拾斤

宝暦九_卯年九月宗内病身_{ニ付}、伴伊助事伊兵衛と改

名、糸株相続願、御聞済、

荒木伊兵衛

一題糸三拾斤

(十六丁表)

寛政式_戌年二月名跡相続被仰付候、

同五_丑年五月伊右衛門義伊兵衛_与麥名願、御聞済、

願、御聞済、

右伊兵衛伴伊助分

一題糸三拾斤

寛政式_戌年二月名跡相続被仰付候、

同五_丑年五月伊右衛門義伊兵衛_与麥名願、御聞済、

右伊兵衛伴伊助分

一題糸三拾斤

(十七丁表)

享和二_戌年三月名跡相続被仰付候、

繼目御礼之義者、拾五才_{ニ付}罷成候ハヽ、可相勤旨親

當戌十武才

197

伊兵衛事宗貞の証札有之事、

(十七丁裏百紙)

(十八丁裏百紙)

(十九丁裏百紙)

(二十丁裏)

(二十一丁裏)

(二十二丁裏)

(二十三丁裏)

(二十四丁裏)

(二十五丁裏)

(二十六丁裏)

(二十七丁裏)

(二十八丁裏)

(二十九丁裏)

(三十丁裏)

(三十一丁裏)

(三十二丁裏)

(三十三丁裏)

(三十四丁裏)

(三十五丁裏)

(三十六丁裏)

(三十七丁裏)

(三十八丁裏)

(三十九丁裏)

(四十丁裏)

(四十一丁裏)

(四十二丁裏)

(四十三丁裏)

(四十四丁裏)

(四十五丁裏)

(四十六丁裏)

(四十七丁裏)

(四十八丁裏)

(四十九丁裏)

(五十丁裏)

(五十一丁裏)

(五十二丁裏)

(五十三丁裏)

(五十四丁裏)

(五十五丁裏)

(五十六丁裏)

(五十七丁裏)

(五十八丁裏)

(五十九丁裏)

(六十丁裏)

宝永八年四月伊兵衛及老年、難相勤候ニ付、養子

庄兵衛江相続願、御聞済、

継目御礼勤、

右伊兵衛養子

泉屋庄兵衛

一題糸三拾斤

宝永八年四月名跡相続被 仰付候、

享保式酉年病氣ニ付、糸株忤伊兵衛江相続願、御聞

済、

右庄兵衛忤

一題糸三拾斤

享保式酉年名跡相続被 仰付候、

享保八年三月病氣ニ付、弟藤助江糸株相続願、御聞

済、

右伊兵衛弟

一題糸三拾斤

享保八年三月名跡相続被 仰付候、

延享元子年八月藤助義病身ニ付、難相勤、糸株從弟

大村彦太郎江相讓リ度願、御聞済、

泉屋 藤助

一題糸三拾斤

延享元子年八月藤助義病身ニ付、難相勤、糸株從弟

大村彦太郎江相讓リ度願、御聞済、

大村彦太郎

一題糸三拾斤

延享元子年八月從弟泉屋藤助義讓リ受、同月廿一日

大村彦太郎

西陣渤海家所藏『現糸割符連綿録』

延享四卯年十月病氣ニ付、糸株養忤彦市事彦太郎ヒ

改名相続願、御聞濱、

(二十二丁表)

右彦太郎養忤彦市事

一題糸三拾斤

大村彦太郎
當卯拾四才

延享四卯年十月名跡相続被 仰付候、

宝曆六子年正月病氣ニ付、養忤与市事改名彦太郎江

糸株相続願、御聞濱、

一題糸三拾斤

右彦太郎養子与市事

大村彦太郎
當子拾三才

宝曆六子年正月名跡相続被 仰付候、

(二十二丁裏)

宝曆十式午年五月糸拾斤加增被仰付、都合持高四拾

斤ニ成ル、

後彦太郎変名鶴亭と改候事、

寛政六寅年十一月病氣ニ付、養子守之助江糸株相続

願、御聞濱、

(二十二丁裏)

(二十四丁表白紙)

(二十五丁表白紙)

(二十三丁裏)

右彦太郎事鶴亭養子守之介事

大村彦太郎
當寅廿二才

一題糸三拾七斤

寛政六寅年十一月名跡相続被 仰付候、

(二十三丁裏)

但し養子相続故、糸三斤減少被仰付、如高（アマ）ニ成ル、

文政四巳年八月病氣ニ付、実忤啓之助江糸株相続

願、御聞濱、

右彦太郎実忤啓之助事改名

大村彦太郎
當巳廿三才

一題糸三拾七斤

文政四巳年八月名跡相続被 仰付候、

(二十三丁裏)

同九月朔日繼日御礼勤、

天保式卯年七月名代増田作右衛門病氣ニ付、難相勤、依之、以來津田加兵衛名代為相勤度願、御聞濱、

(二十四丁表白紙)

(二十五丁表白紙)

(二十二丁裏)

『室佐藤』

(二十六丁表)

『當』 佐藤家

『万屋』

佐藤家

元株 菱屋

長嶋

西陣今出川通元北小路町

一題糸拾七斤

貞享二丑五月御再興之節被召加、

(二十六丁裏)

元錄七皮年二月糸目利役相勸役糸拾三斤被仰付候、

同十五年六月糸三斤加増被仰付候、

後庄七と麥名願、御聞済、

同十五午年三月糸三斤加増被仰付候、

正徳武辰年十二月糸株并糸目利役共伴藤右衛門事庄

兵衛与改名仕、相続願、御聞済、其後庄七死去、

同年五月十五日繼目御礼勤、

右庄七伴藤右衛門事

菱屋庄兵衛

一題糸四拾六斤

(二十七丁表)

正徳三巳年二月名跡相続并糸目利役共被仰付、元題

糸役糸共可被下置、重仰付、依之、糸斤高如此成ル、

享保二酉年十二月中老役被仰付、糸式丸受用、

同五子年六月長嶋と苗字名乘願、御聞済、

同八卯年十二月病身二付、忤庄六江糸株相続願、御

但し元題糸三拾三斤之所、題糸壱丸被下置候事、

聞済、

菱屋庄兵衛

右庄兵衛控

長嶋 庄六

一題糸壱丸

(二十七丁裏)

享保八卯年十二月名跡相続被仰付候、

元文三午年三月病氣二付、糸株実弟庄八江相続願、

御聞済、其後庄六病死、

右庄六実弟

一題糸壱丸

元文三午年三月名跡相続被仰付候、

長嶋 庄八

寛保元酉年十一月庄八義庄兵衛与麥名願、御聞済、

(二十八丁表)

延享式丑年七月庄兵衛病身ニ而、難相勤、依之、糸株從弟佐藤源兵衛江相讓リ度願、御聞済、

一題糸四拾斤

延享二丑年七月從弟長嶋庄兵衛^タ譲リ請候得とも、

他家相続之義ニ付、題糸拾斤被仰付候、繼目御礼勤、
宝暦十辰年十一月病氣ニ付、糸株悴猶太郎事源兵衛
麥名相続願、御聞済、

(二十九丁表)

一題糸四拾斤

右源兵衛^サ猶太郎事
佐藤源兵衛

宝暦十辰年十一月名跡相続被仰付候、

同十式午年五月右源兵衛於仲ヶ間勤功有之ニ付、加

糸之儀奉願上候処、題糸拾斤加增被仰付、元題糸七

も五拾斤ニ成ル、

天明四辰年十一月病氣ニ付、糸株悴相続願、御聞済、

(二十九丁表)

右源兵衛^サ

一題糸五拾斤

佐藤源兵衛

當辰十五才

天明四辰年十一月名跡相続被仰付候、

文化元子年三月病氣ニ付、悴隣之助江糸株相続願、

御聞済、

右源兵衛^サ
佐藤隣之助

一題糸五拾斤

當子八才

同年七月隣之助義源兵衛^与麥名願、御聞済、
(三十丁表)

同年九月朔日繼目御礼相勤、尤切手ニ付名代ニ而勤

之、

文政元寅年六月病氣ニ付、悴源太郎江糸株相続願、

御聞済、後源兵衛死去、

右源兵衛^サ

佐藤源太郎
當寅五才

一題糸壱丸

文政元寅年六月名跡相続被仰付候、

同式卯年五月源太郎義源兵衛^与麥名願、御聞済、

(三十二丁表)

天保式年卯二月廿五日前髪取相勤度願、御聞済、

同年二月名代馬淵新助病氣ニ而、難相勤、依之、已

来田辺吉郎兵衛為相勤度願、御聞済、

右昌春伴

(三十二丁裏白紙)

(三十二丁表白紙)

(三十二丁裏白紙)

(三十二丁表白紙)

(三十二丁裏)

(三十二丁裏)

『前川』

(三十三丁裏)

『古』

前川家

『蛭子屋』

元株 七文字屋 尾崎 磯村

下立堀室町

一題糸壱丸

貞享二年五月御再興之節被召加、

斤ニ成ル、

正徳元卯年五月糸九斤加増被仰付、題糸都合三拾七
斤ニ成ル、

(三十四丁裏)

貞享二丑年六月鎧屋了貞代リ年寄役被仰付、糸五

丸受用、

宝永二酉年請払役相勤、

右甚左衛門伴

縹願、御聞済、

翌辰年十一月右昌春病死致候事、

一題糸弐丸

七文字屋甚左衛門

貞享四卯年三月名跡相続并中老役被仰付候、

(三十四丁裏)

元録十五丑年甲府様就御用役義辞退、名跡弟甚左衛門

門江願出候得共、当分不被仰付候、

右弥左衛門弟

一題糸弐拾四斤

七文字屋甚左衛門

元録十一寅年四月名跡相続被仰付候、

同十三辰年八月糸四斤加増被仰付候、

宝永二酉年請払役相勤、

正徳元卯年五月糸九斤加増被仰付、題糸都合三拾七
斤ニ成ル、

(三十三丁裏)

貞享二丑年三月病氣ニ付退役、糸株伴左衛門江相

丸受用、

宝永二酉年請払役相勤、

右甚左衛門伴

七文字屋長右衛門

享保元申年十一月名跡相続被仰付候、

一題糸三拾七斤

同五子年五月糸目利役勤之、

同年六月中老役被仰付、糸式丸受用、

同年尾崎甚左衛門と相改度願、御聞済、

同十七子年六月病身ニ付、弟喜右衛門江相続願、御

聞済、

(三十五丁表)

一題糸壱丸

享保十七子年六月名跡相続被仰付候、

寛保三亥年二月組頭役申渡ス、

延享三寅年正月右喜右衛門病身ニ付、難相勤、依

之、糸株從弟庄兵衛江相譲リ度願、御聞済、

一題糸四拾五斤

右喜右衛門從弟

尾崎庄兵衛

天明七未年十月就病氣糸株美子幸藏江相続願、御聞

済、

延享三寅年正月從弟喜右衛門江相譲リ請相続ニ付、題

(三十五丁表)

延享三寅年三月苗字磯村と改度願、御聞済、

文化元子年九月長崎表々交代帰京之上、

宝暦三酉年四月組頭役申渡、

安永二巳年八月病氣ニ付、桦当次郎事変名庄兵衛江

糸株相続願、御聞済、

右庄兵衛桦当次郎事改名

一題糸四拾五斤

右庄兵衛

当巳廿四才

(三十六丁表)

同九子年十二月請私役勤之、

天明七未年十月就病氣糸株美子幸藏江相続願、御聞

済、

右庄兵衛桦幸藏事改名

一題糸四拾五斤

磯村庄兵衛

当未十七才

天明七未年十月名跡相続被仰付候、

享和元酉年十月組頭役申渡ス、

同年十一月質会所掛リ役被仰付候、

同式戌年六月請私役勤之、長崎表江勤番ス、

(三十六丁裏)

伊藤権左衛門代リ年寄役被仰付、糸五丸受用ス、

文化九_申年十二月病氣ニ付退役并糸株養子吉之助江

相続願、御聞済、

同月廿五日庄兵衛病死、

右庄兵衛養子

一題糸壱丸

当申七才

磯村吉之助

文化九_申年十二月名跡相続被仰付候、

文政七_申年三月三日継目御礼勤ス、

同年四月質会所掛リ役被仰付候、

(三十七丁裏)

文政七_申年閏八月病氣ニ付、退役并糸株兄貴三郎江

相続願、御聞済、

右吉之助兄

磯村貴三郎

当申武拾才

一題糸壱丸

文政七_申年八月名跡相続被仰付候、

文政十_亥年九月右貴三郎病身ニ而、難相勤、依之、

糸株実弟清助江相譲リ度願、御聞済、

(三十七丁裏)

一題糸壱丸

右貴三郎実弟

磯村清助

当亥拾八才

文政十_亥年九月名跡相続被仰付候、

天保六_未年七月病身ニ而、難相勤、依之、他家從弟

五郎左衛門江糸株相譲リ度願、御聞済、

右清助他家從弟

一題糸壱丸

磯村五郎左衛門

天保六_未年七月名跡相続被仰付候、

(三十八丁裏)

同月十日前川与申苗字ニ相改度願、御聞済、

天保六_未年七月名跡相続被仰付候、

同月十日前川与申苗字ニ相改度願、御聞済、

御在役 東 深谷遠江守様

未御在府中也

右前川五郎左衛門他家譲リ之儀ニ付、同人親類書差

出し、且亦清助義相続後、継目御礼も不相勤、仲ケ

間にも不勤致罷在、尚亦磯村家文化五_辰年仲ケ間_六

貸附銀拾貰目余有之、年々配當銀善次來候ニ付、右

等之趣、五郎左衛門へ引合、右銀子同人引受証札取

之、株糸高減し方取計可致、先格之処、料過銀差出

シ相続ニ相成候事、

(三十八丁裏白紙)

(三十九丁裏白紙)

(三十九丁裏)

『嶋田』

(四十一丁表)

『古』

嶋田家

『夷屋』

元株 大黒屋

淨土宗

聞濱、

右重蔵甥弟

一題糸三拾斤

下立壳新町東江入ル町
大黒屋平右衛門

宝永二酉年三月名跡相続被仰付候得とも、題糸式

斤減少被仰付候、

貞享二丑年五月御再興之節被 召加、
元錄三年病氣ニ付、糸株姓藤藏江相続願、御聞濱、

(四十一丁裏)

一題糸三拾斤

右平右衛門伴

一題糸三拾斤

右藤藏姓八三郎事改名

大黒屋藤藏

元文五申年五月名跡相続被 仰付候、

同年六月朔日継目御礼勤之、

延享三寅年十二月右藤藏義病身ニ而、難相勤、依之、

糸株從弟嶋田与三右衛門江相護リ度願、御聞濱、

元錄十一寅年三月病氣ニ付、糸株弟重蔵江相続願、

付、糸式丸受用、

元錄十二丑年六月七文字屋弥左衛門代り中老役被仰

付、糸式丸受用、

(四十二丁表)

一題糸式拾五斤

嶋田与三右衛門

當寅三十式才

安永六酉年二月就業駢勝手、從弟儀藏事与三右衛門
与変名、糸株相続願、御聞済、

右与三右衛門從弟儀藏事改名

嶋田与三右衛門

當酉廿四才

一題糸式拾五斤

安永六酉年二月名跡相続被仰付候、

寛政五丑年三月病氣二付、桦金藏江糸株相続願、御

宝曆三酉年二月病氣二付、桦伝一郎江糸株相続願、
御聞済、

右与三右衛門桦

一題糸式拾五斤

嶋田伝一郎

當酉十四才

一題糸式拾五斤

右与三右衛門桦

嶋田 金藏

當丑八才

(四十二丁表)

宝曆三酉年二月名跡相続被仰付候、

同月十五日与三右衛門与変名継目御礼勤、

宝曆十四申年六月右与三右衛門御為替方相勤候二

付、糸株桦并藏事与三右衛門と変名相続願、御聞済、
寛政五丑年三月名跡相続被仰付候、

享和二戌年五月病氣二付、弟米藏江糸株相続願、御

聞済、

付、糸株桦并藏事与三右衛門と変名相続願、御聞済、

一題糸式拾五斤

右金藏弟

嶋田 米藏

當戌九才

一題糸式拾五斤

嶋田与三右衛門

宝曆十四申年六月名跡相続被仰付候、

享和二戌年五月名跡相続被仰付候、

(四十四丁表)

(四十三丁表)

安永六酉年二月就業駢勝手、從弟儀藏事与三右衛門

与変名、糸株相続願、御聞済、

右与三右衛門從弟儀藏事改名

嶋田与三右衛門

當酉廿四才

一題糸式拾五斤

安永六酉年二月名跡相続被仰付候、

寛政五丑年三月病氣二付、桦金藏江糸株相続願、御

宝曆三酉年二月病氣二付、桦伝一郎江糸株相続願、
御聞済、

右与三右衛門桦

一題糸式拾五斤

嶋田伝一郎

當酉十四才

一題糸式拾五斤

右与三右衛門桦

嶋田 金藏

當丑八才

(四十二丁表)

宝曆三酉年二月名跡相続被仰付候、

同月十五日与三右衛門与変名継目御礼勤、

宝曆十四申年六月右与三右衛門御為替方相勤候二

付、糸株桦并藏事与三右衛門と変名相続願、御聞済、
寛政五丑年三月名跡相続被仰付候、

享和二戌年五月病氣二付、弟米藏江糸株相続願、御

聞済、

付、糸株桦并藏事与三右衛門と変名相続願、御聞済、

一題糸式拾五斤

右金藏弟

嶋田 米藏

當戌九才

一題糸式拾五斤

嶋田与三右衛門

宝曆十四申年六月名跡相続被仰付候、

享和二戌年五月名跡相続被仰付候、

(四十四丁表)

文化元子年八月米藏義啓次郎与麥名願、御聞濟、

文政十一子年五月病氣二付、実弟弥三郎江糸株相続

願、御聞濟、

右啓次郎実弟

鳴田弥一郎

当子五才

文政十一子年五月名跡相続被仰付候、

仰付候、

(四十四丁裏白紙)

(四十五丁表白紙)

(四十五丁裏白紙)

(四十六丁裏白紙)

『鈴木』

(四十七丁表)

『新加』

鈴木家

『伊豆藏屋』

一題糸三拾斤

金座押少路下ル町

鈴木吉左衛門

当子十六才

宝曆六年十月新加入被仰付候、

同月廿八日御礼勤之、

宝曆十式午年五月糸五斤加增被仰付候、

(四十七丁裏)

安永六酉年二月病氣二付、桦万之助江糸株相続願、

御聞濟、

右吉右衛門梓

当酉十一才

一題糸三拾五斤

鈴木万之助

文化七年二月名跡相続被仰付候、

右万之助義吉右衛門与改名、

文化七年十一月病氣二付、桦千之助江糸株相続

當年十五才

願、御聞濟、

右吉右衛門梓

鈴木千之助

当年十五才

一題糸三拾五斤

文化七年十一月名跡相続被仰付候、

文化九年申年二月吉右衛門与麥名願、御聞濟、

同月十五日繼日御礼勤之、

(四十八丁裏白紙)

(四十九丁表白紙)

(四十九丁裏白紙)

(五十丁表白紙)

(五十丁裏)

「湯淺」

(五十一丁表)

『當』

『桙屋』
湯淺家

淨土宗
智恩院末

二条川東

元株
丁字屋

一題糸三拾四斤

貞享二年五月御再興之節被召加、

元錄五申年四月糸三斤加增被仰付候、

同七戌年二月糸三斤加增被仰付候、

(五十二丁裏)

元錄十五午年三月糸三斤加增被仰付候、依之、題糸

高三拾三斤ニ成ル、

正徳三巳年二月病氣ニ付、糸株梓利兵衛江相続願、

御聞済、

一題糸三拾七斤

右庄兵衛梓

丁字屋庄太郎

右庄兵衛梓

丁字屋利兵衛

一題糸三拾三斤
正徳三巳年二月名跡相続被仰付候、

享保十五戊午年正月糸五斤加增被仰付候、

同十八丑年四月請私役相勤、

(五十三丁表)

元文五申年六月山野寺三郎右衛門代リ中老役被仰付、

糸三斤丸受用、

延享元子年八月病氣ニ付、梓利兵衛江糸株相続願、

御聞済、

右利兵衛梓

丁字屋庄兵衛

一題糸三拾七斤

延享元子年八月名跡相続被仰付候、

同月十五日継目御礼勤之、

(五十三丁裏)

延享四卯年二月病氣ニ付、糸株梓利兵衛江相続願、

御聞済、

御聞済、

御聞済、

延享四年二月名跡相続被仰付候、

文化五年八月病氣二付、桦栄三郎江糸株相続願、

延享五年二月十五日継目御礼相勤候得とも、幼年

御聞済、

ニ付、後見竹内弥三右衛門を以勤之、

(五十四丁表)

右喜右衛門養子

寛延三年十一月後見竹内弥三右衛門病氣二付相

一題糸三拾斤

湯浅栄三郎
当辰十一才

(五十三丁表)

明和二酉年七月右庄太郎病身ニ而、難相勤、依之、

同月十五日継目御礼勤之、

糸株從弟湯浅長右衛門江譲り度願、御聞済、

文化五年八月名跡相続被仰付候、
文化十一戌年正月栄三郎義前髪取、喜右衛門与変名

一題糸三拾斤

文化十一戌年十月組頭役申渡ス、

明和二酉年七月從弟丁字屋庄太郎々譲り請、相続被

文政式卯年十二月質方掛り役被仰付候、

仰付候ニ付、糸高五斤減少被仰付候事、

(五十四丁表)

明和九年辰年四月長右衛門病身ニ而、難相勤、糸株從

弟喜右衛門江、相譲り度願、御聞済、

（五十三丁表）

文政三年三月唐物方被仰付候、

弟喜右衛門江、相譲り度願、御聞済、

文政三年八月病氣二付、唐物方質方掛り組頭役退

役、糸株養兄理作江相続願、御聞済、寒者死去也、

(五十四丁表)

役、糸株養兄理作江相続願、御聞済、寒者死去也、

一題糸三拾斤

湯浅喜右衛門
當辰十九才

右喜右衛門養兄

明和九年辰年四月從弟湯浅長右衛門江譲り請、相続被

一題糸式拾七斤

湯浅 理作
当午三十四才

仰付ニ付、糸高式斤相減し候事、其後組頭役申渡、

文政五年八月名跡相続被仰付候、

同年十月喜右衛門与麥名願、御聞濟、

(四十八丁表)

天明六牛年九月病氣二付、弟榮三郎江糸株相繞願、
右彦三郎寒弟

天保四巳年三月十五日繼目御礼勤之、

御聞濟、

(五十五丁表白紙)

(五十六丁表白紙)

(五十六丁表白紙)

(五十七丁表白紙)

(五十七丁表白紙)

(五十八丁表)

『小堀』

(五十八丁表)

小堀家

日蓮宗

『万屋』『分ヶ株』

川東二王門通

頂妙寺

元株 得能

得能新三郎次男

得能彥三郎

糸五丸受用、

享保三亥年二月倉光弁左衛門代リ年寄役被仰付、

糸五丸受用、

文化十酉年戌十一月榮三郎義仲ケ間取締出情二付、

伴常十郎江糸株六斤新加入被仰付候、

文化十亥年七月左右六郎与麥名願、御聞濟、

同年四月十五日繼目御礼勤之、

請、相続被仰付候、

安永二巳年四月親新三郎糸株之内、此高引分ヶ譲り

一題糸式拾斤

天明六年九月名跡相続被仰付候、
寛政十武申年六月繼目御礼勤之、
同年七月組頭役申渡、

(四十九丁表)

寛政十武申年八月請払役勤之、

享和元酉年十一月伊藤權左衛門代リ中老役被仰付、

糸式丸受付、

得能榮三郎
當年廿六才

(四十九丁裏)

文化十式^亥年九月長崎勤番、

文政元^寅年十一月長崎表^る交代帰京之上、病氣^{ニ付}

御役御免願、御聞濟、

文政四^巳年六月及老衰、難相勤^{ニ付}、糸株養恃善次

郎江相続願、御聞濟、

一題糸五拾斤

得能善次郎

文政四^巳年六月名跡相続被仰付候、

(五十丁表)

同月十五日繼目御勤之、

文政五^午年三月請払役相勤、長崎勤番罷下ル、

同八^酉年三月養父依病氣立帰上京、

天保六^巳年七月前文政八^酉年三月以來病氣^{ニ付}而在京

有之處、相続難出來^{ニ付}、此度甥元三郎^ハ糸株相讓

リ度願、御聞濟、

右善次郎甥

得能元三郎

(当己五才)

一題糸三拾七斤

(五十三丁裏)

山形屋次左衛門

元株 山形屋 竹生

一題糸三拾七斤

貞享二^丑年五月御再興之節被

召加候、

宝曆三^戌年四月病氣^{ニ付}、

事改名

次左衛門江相続願、御聞濟、

『乍當割符新加』

『大文字屋』下村家

日蓮宗

妙顯寺末

深艸宝塔寺中

円妙院旦那

『下村』

(五十三丁裏)

(五十一丁裏白紙)

(五十二丁裏白紙)

(五十二丁表白紙)

(五十二丁裏)

天保六^巳年七月廿五日名跡相続被為

仰付候、

享保十^巳年十二月次左衛門病身^{ニ付}相成、難相勤、依

之、糸株甥竹生安兵衛江相譲り度願、御聞済、

右山形屋次左衛門甥

一題糸三拾斤

同月廿三日継目御礼勤、
延享四卯年十一月下村を大文字屋ト屋号ニ改度願、

竹生安兵衛

享保十巳年十二月伯父次左衛門ら譲リ請、相続被仰

付候得共、他家相続ニ付、元株之内七斤減少被仰

宝曆二申年九月病氣ニ付、伴彦太郎江相続願、御聞

濟、

御聞済、

付、三拾斤持高ニ成ル、

(五十四丁表)

元文四未年四月右安兵衛病身ニ而、難相勤ニ付、從

弟下村久右衛門江相讓リ度願、御聞済、

一題糸式拾七斤

下村久右衛門

元文四未年四月從弟竹生安兵衛ラ譲リ請、相続被仰

付候得共、他家相続ニ付、糸株三斤減少被仰付、式
拾七斤持高ニ成ル、同月廿一日継目御礼勤、

(五十五丁表)

但此一件者委敷書留者会所一件袋ニ入有之事、

放候、

安永四未年七月右彦右衛門乱心致候ニ付、糸株被召

一題糸式拾五斤

下村正太郎
當申五才

御聞済、

(五十四丁表)

右久右衛門甥

一題糸式拾七斤

下村彦右衛門

寛保元酉年十二月名跡相続被仰付候、

事、

安永五申年十二月親類書差出し新加入被仰付、尤幼
年ニ付、名代浅野六郎兵衛を以、継目御礼相勤候

西陣渤海家所藏『現糸割符連綿録』

安永六酉年四月病氣ニ付、従弟米柰江糸株相譲度願、

御聞済、

(五十六丁表)

一題糸式拾五斤

右正太郎従弟

下村 米柰

当酉五才

安永六酉年四月名跡相続被 仰付候、

安永九子年五月朔日米松義正太郎与麥名仕、繼目御

札八幼年ニ付、名代淺野六郎兵衛を以相勤、

文化九申年十一月病氣ニ付、糸株惣真三郎江相譲リ

度願、御聞済、

(五十六丁表)

一題糸式拾五斤

右正太郎惣真三郎事改名
下村正太郎

当申八才

文化九申年十一月名跡相続被 仰付候、

同十四酉年四月朔日正太郎幼年ニ付、名代武田忠兵衛

を以繼目御礼相勤、

文化十一戌年二月病氣ニ付、兄真次郎江糸株相譲リ

度願、御聞済、

(五十七丁表)

一題糸式拾五斤

右正太郎兄真次郎事改名

下村正太郎
当戌拾武才

文化十一戌年二月名跡相続被 仰付候、

同年八月十五日名代武田忠兵衛を以繼目御礼勤、

文政式卯年七月名代忠兵衛義六右衛門与改名願、御

聞済、

文政四年九月名代六右衛門病氣ニ付、以来高橋又

兵衛名代為相勤度願、御聞済、

(五十七丁表)

天保元寅年十一月廿二日名代又兵衛義又右衛門与改

名願、御聞済、

天保三年四月名代又右衛門病氣ニ而、難相勤候ニ

付、已來武田藤七・山田卯七両人相勤度願、御聞済、

同十四酉年四月朔日正太郎幼年ニ付、名代武田忠兵衛

を以繼目御禮相勤、

文化十一戌年二月病氣ニ付、兄真次郎江糸株相譲リ

度願、御聞済、

『河瀬』

(六十一丁表)

(六十二丁表)

右源兵衛憲

【當】 河瀨家

笠原源之丞

『綿屋』 『分ヶ株ニ成ル』

正徳三巳年五月名跡相続被 仰付、尤家号苗字ニ相

改度願、御聞済、

元株 菱屋事笠原ト改 藤田

大宮通鏡世町

一題糸三拾七斤

貞享式丑年五月御再興之節被 召加候、

同四卯年五月廿八日糸目利役相勤、尤是迄糸目利役

式人有之処、此年冬三人ニ而相勤候様被仰付候事、

(六十丁裏)

元錄五申年五月十四日加増糸壹斤被 仰付候、

同七戌年二月病氣ニ付、悴源四郎ハ相続願、御聞済、

右源兵衛悴

一題糸三拾八斤

元錄七戌年二月名跡相続被 仰付候、

同十三午年糸目利役相勤、

正徳三巳年二月役義相退源兵衛与 改名願、御聞済、

同年五月病氣ニ付、悴源之丞江相続願、御聞済、

菱屋源四郎

延享五年二月長崎表江請払役在勤中、喜右衛門方江名目銀
高三貫六百目程借用有之、永々済方不埒ニ付出訴ニ

相改度願、御聞済、帰京年限不相知、

与

難相済趣ニ付、仲ケ間江持糸株差出し取扱願出候ニ
付、株糸之内式拾八斤之高仲ケ間ニ而、小株高之方

一題糸三拾八斤

笠原喜平次

右源之丞夷弟

享保七年七月名跡相続被 仰付候、

(六十二丁裏)

同十四酉年四月請払役相勤、

延享五年二月長崎表江請払役在勤中、喜右衛門方江名目銀
高三貫六百目程借用有之、永々済方不埒ニ付出訴ニ

与

相成、五日限度之御日延も被 仰付候得とも、所詮

江 壱斤譲リ料金貳両ツ、ニして分糸ニ致遣シ、且又

井口久左衛門方三貫六百匁之内六百目分了簡致し候

程利害申聞、右取集金五拾六両之内、五拾兩ハ久左

衛門方江相渡、則双方も済状差上、出入相済、残り

金六両利左衛門江合力ニ遣ス、

右之通ニ付、喜右衛門方も取立遣シ、糸株拾斤ニ而

相続致候事、

宝暦四戌年四月喜右衛門病氣ニ而、難相勤、糸株藤

田三四郎江相譲リ度願、御聞済、

右笠原喜右衛門從弟

一題糸拾斤

宝暦四戌年四月從弟笠原喜右衛門より譲リ請、相談被

仰付候、同年六月十五日御礼勤、

(六十二丁裏)

天明七未年七月病氣ニ付、桦平右衛門義三四郎と相
改、相続願、御聞済、

文化十一戌年五月元々役相勤、
文政貳卯年六月質方掛リ役被仰付候、

天保元年寅六月質方退役、御聞済、

一題糸拾斤

右三四郎性平右衛門門
藤田三四郎

当未廿三才

天明七未年七月名跡相続被仰付候、

寛政五丑年八月病氣ニ付、弟作兵衛江相続願、御聞

済、

一題糸拾斤

(六十三丁裏)

右三四郎弟
藤田作兵衛

当丑廿八才

寛政五丑年八月名跡相続被仰付候、

文化三寅年十一月弟勝茂兵衛病氣ニ付、難相勤、持

糸拾五斤兄作兵衛江相譲リ度願、御聞済、依之、糸

高都合貳拾五斤ニ成、且又作兵衛事三四郎と改名

願、御聞済、同年十二月朔日御礼勤、

文化五辰年十二月組頭役申渡、

(六十三丁裏)

天明七未年七月病氣ニ付、桦平右衛門義三四郎と相

改、相続願、御聞済、

天保元年寅六月質方退役、御聞済、

同四巳年二月病氣ニ付、從弟德兵衛江相讓度願、御

貞享式丑年五月御再興之節被召加候、

聞濱、

右三四郎他家從弟

一題糸弐拾五斤

藤田德兵衛

當日四拾八才

天保四巳年二月名跡相続被仰付候、

同年四月苗字河瀨と相改度願、御聞濱、

同年四月十五日繼日御礼勤、

(六十四丁表白紙)

(六十四丁裏白紙)

(六十五丁表白紙)

(六十五丁裏)

『伊藤』

(六十六丁表)

『新加』
伊藤家

淨土宗

誓願寺末

『乍當割符新加ニ成ル』

四条裏寺町

宝藏寺旦那

兵衛江相讓リ度願、御聞濱、

元株 三宅 飛森

一題糸弐拾七斤

一題糸四拾弐斤

右四郎兵衛他家從弟

飛森惣兵衛

(六十六丁裏)

宝永七寅年二月病氣ニ付、惣万藏義四郎兵衛ト改名

相続願、御聞濱、

右四郎兵衛惣万藏事

一題糸弐拾九斤

宝永七寅年二月名跡相続被仰付候、

享保十一年十月加增糸拾三斤被仰付候、

此節在予州難波之銅山、永々在勤致候ニ付、右之通

被仰付候、然ル処、當時余糸三斤被下置、残リ分余

糸有次第被下候筈、其後金屋源右衛門跡永々跡日無
(六十七丁表)

之故、此株糸之内拾斤被下置、都合四拾弐斤ニ成、

享保十九寅年四月組頭役申渡、

延享元子年五月病氣ニ付、難相勤、糸株從弟飛森惣

兵衛江相讓リ度願、御聞濱、

元株 三宅 飛森

三宅四郎兵衛

一題糸四拾弐斤

延享元子年五月從第三宅四郎兵衛より譲り受、同月十

(六十九丁裏)

五日御礼勤、

(六十八丁裏)

延享四年七月病氣ニ付、伴惣太郎江相続願、御聞

濟、

一題糸四拾弐斤

右惣太郎

延享四年七月名跡相続被、仰付候、

宝暦三年十一月惣兵衛と麥名願、御聞濟、

宝暦六年三月病氣ニ付、難相勤、糸株松屋龜松江

相讓リ度願書差出し、不埒之筋有之候得共、略々其

(六十九丁裏)
節年寄役之者共、格別之勤弁ニ而、松屋龜松右株を

以新加被仰付候、依之、糸七斤減少被仰付候事、

一題糸三拾五斤

當子拾弐斤

享和三年十二月名跡相続被、仰付候、
文化十四年十月二日權左衛門与麥名願、御聞濟、

文政元年六月朔日繼日御礼勤、

御在役 東 佐野肥後守様

宝暦六年五月飛森惣兵衛株を以新加被仰付候、

同十式午年三月伊藤權之助ト改度願、御聞濟、

寛政三年八月權左衛門与麥名願、御聞濟、

文政元年七月組頭役申渡、

寛政七年七月組頭役申渡、

(六十九丁裏)

寛政十式申年六月廿七日中老役被仰付、糸弐丸受用、
享和元年十月五日小野寺三郎右衛門代リ年寄役被
仰付、糸五丸受用、

飛森惣太郎

右惣兵衛卒

享和三年十二月病氣ニ付、難相勤、年寄役、且糸
株惣次郎江相続願、御聞濟、

然ル處、年寄役漸暫相勤退身ニ付、加増糸弐斤被

仰付、都合三拾七斤ニ成ル、

一題糸三拾七斤

(七十丁裏)

右權左衛門卒

伊藤惣次郎

當亥七才

享和三年十二月名跡相続被、仰付候、

文政元年六月朔日繼日御禮勤、

松屋 龜松

當子拾弐斤

御在役 西 松浦伊勢守様

宝暦六年五月飛森惣兵衛株を以新加被仰付候、

同十式午年三月伊藤權之助ト改度願、御聞濟、

寛政三年八月權左衛門与麥名願、御聞濟、

文政元年七月組頭役申渡、

同年八月五日請払役相勤、

(七十三丁裏)

(七十三丁裏)
『中井』

右同年九月長崎表江請払役勤番罷下ル、

文政六^未年六月長崎表る交代帰京、

同年七月十二日唐物掛役被 仰付候、

同年十一月十九日中老役被 仰付、糸式丸受用、

文政七^申年六月年寄役被 仰付、糸五丸受用、

御在役 東牧 備後守様

西 須田大隅守様

(七十四丁裏)

文政七^申年七月長崎表勤番罷下ル、

同九^戌年七月交代帰京、

天保式^卯年六月長崎表勤番罷下ル、

同四^巳年十一月交代帰京、

同五^午年四月病氣ニ付、退役願、御聞済、

一題糸毫丸

(七十二丁裏白紙)

(七十二丁裏白紙)

(七十三丁裏白紙)

元株 小野寺 宇野
古 中井家
元株 小野寺 宇野
一題糸毫丸
鮫屋三郎右衛門
一条通西大黒町

元株

小野寺

宇野

元株

小野寺

宇野

親喜右衛門古割符中老当三郎右衛門、貨物商人之由
緒を以、貞享式^丑年五月御再興之節被召加候事、

(七十四丁裏)

元株

小野寺

宇野

(七十五丁表)

正徳六年二月十八日三宅九郎右衛門代り年寄役被仰付、糸高五丸受用、

享保五年子年六月廿五日苗字小野寺_与相改度段、依願、御免被仰付候事、

享保十五戌年正月病死、名跡弟幸三郎江被仰付候、

幸三郎事

一題糸高丸

小野寺三郎右衛門

享保十五戌年正月名跡相続被仰付候、

(七十五丁表)

享保十五戌年五月三宅寿円代り中老役被仰付、

元文五年五月十日病死、名跡吉五郎江願済、其後

死去届申上候、

付、糸高式丸受用、

一題糸高丸拾斤
御在役
鳩 長門守様

馬場讚岐守様

右三郎右衛門伴

元文五年七月朔日継目御札相勤候故、三郎右衛門

御在役
西御月番 稲垣能登守様
御在役
土屋越前守様

宝曆十三年五月廿一日山田八兵衛代り中老役被仰付、糸高五丸受用、

年寄中老役段々相勤來、由緒を以、糸高格別_ニ相願_{丁表}、拾斤相増如高、

寛保式戌年十月十五日吉五郎事幸三郎_与改名、御聞

濟、

寛延元辰年七月廿七日元服、三郎右衛門_与改名願、

御聞済、

寛延式巳年正月_ル有采新兵衛挨拶ニ而、倉光善左衛

門一同小貸会所江出勤願相調、二月廿三日一同_ル願

書差出候処、廿四日願之通被仰付候事、

(七十六丁表)

宝曆十三年九月廿一日山田八兵衛代り中老役被仰付、糸高式丸受用、

付、糸高式丸受用、

西御月番 稲垣能登守様
御在役
土屋越前守様

宝曆十三年五月二日年寄役被仰付、糸高五丸受用、

(七十七丁表)

寛政元酉年十二月 桂吉左衛門見習役被 仰付候、

名跡之儀者、実父喜兵衛事変名喜左衛門江相譲り度
願、御聞済、

同七卯年三郎右衛門病氣二付退役、喜兵衛与麥名仕

(七十八丁表)

右吉左衛門父喜兵衛事変名

度并系株跡役之儀者、桂吉左衛門年寄見習役奉願、

一題系六拾斤

小野寺喜左衛門

相勤寵在候ニ付、右之者江被仰付被下度願、御聞済、

享和三亥年七月名跡相続被 仰付候、

右吉左衛門事

一題系五丸

小野寺三郎右衛門

一題系六拾斤

小野寺富三郎

寛政七卯年親喜兵衛退身之節、依願、直ニ年寄本役

文化五辰年十二月名跡相続被 仰付候、

文政元寅年九月病氣二付、系株伯父三郎右衛門江相

譲リ度願、御聞済、

(七十七丁表)

享和元酉年江府表御年頭拝礼として出府、先格之

右富三郎伯父再勸

通、拝礼相勤、御暇拝領物被 下置候後、於彼地病

小野寺三郎右衛門

氣相煩、同年九月下旬ニ帰京、病氣与者乍申、永々

同年十月十五日繼目御礼済、

江戸滞留仕居候義不束ニ付、役義 御免被 仰付候、

右已細者役場一件袋ニ有之、

右已細者役場一件袋ニ有之、

右三郎右衛門事変名

小野寺吉左衛門

一題系六拾斤

右三郎右衛門養子
小野寺吉左衛門

天保元寅年閏三月名跡相続被 仰付候、

同三辰年十一月病身ニ而、難相勤、依之、系株從弟

享和三亥年右吉左衛門事、又々病氣再発ニ付、系株

一題系六拾斤

小野寺吉左衛門

八十三郎江相続願、御聞済、

(七十九丁表)

他家從弟

(八十丁表白紙)

(八十丁裏白紙)

小野寺八十三郎

(当辰八才)

(八十二丁表)

『中林』

天保三辰年十一月十八日名跡相続被 仰付候、

同年十一月苗字宇野与改度願、御聞済、

天保四巳年病身ニ付、糸株從弟清一郎江相讓度願、

御聞済、

他家從弟

宇野清一郎

(当巳五才)

一題糸六拾斤

中林孫兵衛

(当戌三十八才)

安永七戌年十二月吉見十右衛門明株之内を以、新加

入被 仰付候、

天保八申年十二月組頭役申渡、

同年三月廿六日清一郎義幼年ニ付、成長迄名代三郎

兵衛義御用之節、仲ヶ間限苗字井手与為相名乗度

(八十二丁裏)
寛政七年七月請払役勤之、

同年長左衛門与変名願、御聞済、

天保四巳年四月朔日名代井手三郎兵衛ヲ以繼目御礼

勤之、

享和元酉年九月剃髪了甫と相改度願、御聞済、

文化元子年十二月右了甫役義出情ニ付、糸拾五斤加

増申渡置候処、其節就病氣仲ク間限ニ致し置、追而

御願可奉申上旨、無相違書附相渡シ、右替として当

節銀五枚目録相渡シ候事、

(八十三丁表)

文化六巳年八月病氣ニ付、伴孫兵衛江糸株相続願、

御聞済、

右了員伴

中林源兵衛

當已四拾才

文化六巳年八月名跡相続被仰付候、

此節加増糸之儀御願申上候処、拾斤被仰付候、依之

都合式拾五斤ニ相成候事、

委細一件袋ニ有之略ス、

(八十三丁裏)

文化九申年七月繼日并加増糸御礼共相急勤之、

文政四巳年五月組頭役申渡、

文政五午年正月長左衛門与麥名願、御聞済、

文政七申年四月廿六日唐物掛リ役被仰付候、

文政八酉年九月伊藤権左衛門代リ中老役被仰付、糸

式丸受用、

文政九戌年三月鎌田源太郎代リ年寄役被仰付、糸

五丸受用、

(八十四丁表)

文政十一子年六月長左衛門病身ニ相成、役義難相

勤、退役願、御聞済、

天保弐年卯八月剃髪了員与麥名願、御聞済、

天保五年八月病身ニ付、伴和三郎江糸株相譲リ度

願、御聞済、

天保五年八月名跡相続被仰付候、

一題糸式拾五斤

右了員伴

中林和三郎

當年十九才

天保五年八月名跡相続被仰付候、

天保七年二月繼日御礼相勤ル、

(八十四丁裏)

文政九申年五月組頭役申渡、

(八十五丁表白紙)

(八十五丁裏白紙)

(八十六丁裏)

『比喜多』

(八十七丁表)

『新加』

比喜多家

權宗

妙心寺中

繞被 仰付候、

翌卯年三月朔日繼目御礼勤之、

『大文字屋』

比喜多家

妙心寺中

退藏院旦那

寬保二戌年六月右久兵衛病身ニ而、難相勤、依之、
糸株從弟神谷三郎兵衛江相讓リ度願、御聞済、

元株 金屋 嶋屋 神谷

金屋庄右衛門

神谷三郎兵衛

一題糸三拾斤

金屋庄右衛門

一題糸三拾斤

神谷三郎兵衛

享保十一年十二月新加入被 仰付候、
同月十八日繼目御礼勤之、

寛保二戌年六月從弟嶋屋久兵衛々譲り受、相続被
仰付候、同月十五日繼目御礼勤之、
宝曆四戌年五月病氣ニ付、姓三次郎江糸株相続願、
御聞済、

享保十七子年六月病氣ニ付、甥安左衛門江糸株相続
願、御聞済、

右庄右衛門甥

金屋安左衛門

右三郎兵衛惣

一題糸三拾斤

神谷三次郎

一題糸三拾斤

金屋安左衛門

(八十九丁表)

享保十七子年六月名跡相続被仰付候、

享保十九寅年十一月右安左衛門病身ニ而、難相勤、

同年六月十五日繼目御礼勤之、

依之、糸株從弟嶋屋久兵衛江相讓リ度願、御聞済、
(八十八丁表)

安永二巳年十月病氣ニ付、父三助江糸株相続願、御
聞済、

一題糸三拾斤

嶋屋久兵衛

一題糸三拾斤

右三次郎父三郎兵衛事

享保十九寅年十一月從弟金屋安左衛門々譲り請、相

神谷 三助

神谷 三助

安永二巳年十月名跡相続被仰付候、

右者三次郎重病ニ而悴も無之、無拠親三助江譲リ戻
しニ相成候事、

(八十九丁裏)

寛政元酉年閏六月右三助病身にて難相勤、依之、系

株甥比喜多權兵衛江譲リ度願、御聞済、

一題糸三拾斤

寛政元酉年閏六月伯父神谷三助々譲リ請、相続被

仰付候、

同八辰年九月權兵衛義卯作と変名願、御聞済、

(九十二丁表)

文化十二亥年三月剃髪宗葩と相改度願、御聞済、

文化十四丑年十一月病氣ニ付、悴權兵衛江糸株相続

願、御聞済、

右宗葩件

一題糸三拾斤

比喜多權兵衛

(九廿九才)

文化十四丑年十一月名跡相続被仰付候、

文政式卯年九月朔日繼目御礼勤之、

(九十二丁裏)

文政三辰年十月病氣ニ付、悴權四郎江糸株相続願、

御聞済、

右權兵衛悴

一題糸三拾斤

文政三辰年十月名跡相続被仰付候、

文政八酉年八月病氣ニ付、從第三右衛門江糸株相続

願、御聞済、

(九十二丁裏)

一題糸三拾斤

比喜多三右衛門

(当酉三十才)

右權四郎從弟

比喜多三右衛門

(当酉三十才)

文政八酉年八月名跡相続被仰付候、

天保元寅年十二月朔日繼目御礼勤之、

(九十二丁裏白紙)

(九十二丁裏白紙)

(九十三丁裏白紙)

(九十三丁裏)

『諫訪』

(九十四丁表)

『新加』

諏訪家

『松屋』

元株

鮫屋
篠田

一題糸拾斤

元錄五_申年四月新加入被 仰付候、

同年五月糸拾斤加增被 仰付候、

同七_戌年二月糸七斤加增被 仰付候、

同十五_丑年二月糸三斤加增被 仰付候、

(九十四丁裏)

宝永元_申年十一月病氣_{ニ付}、悴平兵衛江糸株相続

願、御聞済、

一題糸三拾斤

鮫屋平兵衛

一題糸三拾斤

右平兵衛伴

篠田

平七

一題糸三拾斤

篠田

平七

一題糸三拾斤

右平兵衛伴

平七

寶永元_申年十一月名跡相続被仰付候、

享保七_寅年八月病氣_{ニ付}、悴平吉江糸株_(行方)糸株相続

願、御聞済、

一題糸三拾斤

鮫屋 平吉

(九十五丁表)

享保七_寅年八月名跡被 仰付候、

同十九_寅年平吉_義平兵衛と麥名願、御聞済、

明和三_戌年五月病氣_{ニ付}、悴長次郎江糸株相続願、

御聞済、

右平兵衛伴

一題糸三拾斤

鮫屋長次郎

明和三_戌年五月名跡相続被 仰付候、

其後長次郎_義平兵衛ト麥名願、御聞済、

(九十五丁裏)

安永四_未年六月病氣_{ニ付}、悴篠田平七江相続願、御

聞済、

一題糸三拾斤

右平兵衛伴

篠田

一題糸三拾斤

篠田

平七

一題糸三拾斤

右平兵衛伴

平七

一題糸三拾斤

右平兵衛伴

平七

寛政八_辰年四月右平七_義病身_{ニ而}、難相勤、依之、糸株從弟諏訪加兵衛江相讓り度願、御聞済、

一題糸三拾斤

右平兵衛伴

平七

(九十六丁表)

一題糸式拾五斤

諏訪加兵衛

當辰廿六才

『墨屋』『分ヶ株』

富田家

(九十九丁表)

『當』

富田家

寛政八年四月從弟篠田平七郎譲り請、相続被仰付
候得共、他家相続二付、糸五斤減少被仰付

七月朔日、御礼勤之、

元株 和久屋

三条通高倉西江入ル町
當成四十才

一題糸拾斤

富田伝兵衛

文化八年二月病氣二付、伴加吉郎江糸株相続願、
御聞済、

元株

當成四十才

一題糸式拾五斤

右平兵衛伴

諏訪加吉郎

當未十五才

(九十九丁裏)

享和二戌年四月甥和久屋九郎右衛門持糸高之内、分

株譲り請、相続被仰付候、同月十五日御礼勤之、

(九十九丁裏)

享和二戌年五月質会所後見役被仰付候、

文化十四丑年十月組頭役申渡、

文政四年五月病氣二付、質会所後見役御免願、御

聞済、尚又組頭退役、糸株之儀者伴勇三郎江相譲リ

度願、御聞済、

一題糸拾斤

富田勇三郎
當己五才

文化八年二月名跡相続被仰付候、
同九年申年六月朔日繼目御礼勤之、

御聞済、

文化十四丑年八月加兵衛と麥名願、御聞済、

(九十七丁裏白紙)

(九十七丁裏自紙)

(九十八丁表白紙)

『畠田』

(百丁裏白紙)

文政四年五月名跡相続被仰付候、

西陣渤海家所藏『現糸割符連錦錄』

(百丁裏白紙)

(百丁裏白紙)

(百丁裏)

『木田』

(百二十裏)

『新加』

木田家

『菱屋』

小川通一条上ル町

木田三郎左衛門

当五廿六才

文化二年正月岡村利兵衛明株を以、新加入被仰

付候、

同年二月朔日御礼勤之、

(百丁裏)

文政五年七月病氣ニ付、糸株実弟吉五郎江相続願、

御聞済、同日死去、

三郎右衛門実弟

木田吉五郎

當午廿武才

(百丁裏)

元錄七戌年二月糸三斤加増被仰付候、

文政五年七月名跡相続被

仰付候、

享保九年辰年七月予州江下向、久左衛門ト麥名願、御

文化二年正月岡村利兵衛明株を以、新加入被仰

付候、

同年二月朔日御礼勤之、

文政五年七月病氣ニ付、糸株実弟吉五郎江相続願、

御聞済、同日死去、

元錄七戌年二月糸三斤加増被仰付候、

文政五年七月名跡相続被

仰付候、

享保九年辰年七月予州江下向、久左衛門ト麥名願、御

同六年未正月三郎右衛門与麥名願、御聞済、

同年十月繼日御礼勤之、

(百丁裏白紙)

(百丁裏白紙)

(百丁裏白紙)

(百丁裏白紙)

(百丁裏白紙)

(百丁裏白紙)

『当新加』八里家

淨土宗
知恩院末
裏寺町四条上ル
称名寺旦那

『菱屋』

油小路通大文字町
横山次郎右衛門

元株 橫山 本郷 磯村 青木 富山

一題糸貳拾七斤

(百丁裏)

貞享二年六月池田屋市兵衛糸株被召放、跡江新

加入被仰付候、

(百丁裏)

元錄七戌年二月糸三斤加增被仰付候、

享保九年辰年七月予州江下向、久左衛門ト麥名願、御

(百丁裏)

元錄七戌年二月糸三斤加增被仰付候、

享保九年辰年七月予州江下向、久左衛門ト麥名願、御

聞濟、

享保十五^戌年七月久左衛門^義病氣^ニ而、難相勤、依之、從

株徒弟本郷佐兵衛相続願、御聞濟、

一題糸三拾斤

本郷佐兵衛

享保十五^戌年七月徒弟横山久左衛門^義讓り請、相続

被仰付、同月四日御礼勤之、

(百六丁表)

享保式^{拾卯}年十一月苗字名前磯村作右衛門^与相改度

願、御聞濟、

寛保元^酉年九月組頭役申渡、

同式^戌年七月元方役兼帶相勤、同年退役^ス、

寛保元^酉年十一月右作右衛門病氣^ニ而、難相勤、糸

株甥青木源藏江相続願、御聞濟、

一題糸三拾斤

青木 源藏

寛保三^亥年十一月伯父磯村作右衛門^義讓り請、相続

被仰付、同月十五日、御礼勤之、

被仰付、同月十五日、御礼勤之、

(百六丁表)

但し右源藏幼年^{二付}、名代菊屋市左衛門を以勤之、

寛延一^巳年六月右源藏病氣^ニ而、難相勤、依之、從

弟富山喜左衛門^江糸株相譲り度願、御聞濟、

一題糸式^{拾七斤}

富山喜左衛門

寛延二^巳年六月徒弟青木源藏^義讓り請、相続被仰付

候得共、糸三斤減少被仰付候事、

(百七丁表)

寛政四^子年十月右喜左衛門剃髪淨悅^与麥名願、御聞濟、

濟、

文化二^丑年八月右淨悅^義病氣^ニ而、難相勤、依

之、糸株徒第八里又四郎^江相譲度願、御聞濟、

一題糸式^{拾式斤}

当主三十七才

八里又四郎

文化二^丑年八月徒弟富山淨悅^義讓り請、相続被仰

付候得共、糸五斤減少被仰付候、

(百七丁表)

同年九月御礼勤之、

天保式^卯年病氣^{ニ付}、悴賢五郎^江糸株相続願、御聞

濟、

西陣渤海家所藏『現糸割符連綿録』

一題糸割式斤

右又四郎寒枕

八里賢五郎

(百十丁裏)

文化十式亥年四月勘藏と変名願、御聞済、

當卯拾九才

天保二年卯正月廿八日名跡相続被

仰付候、

リ度願、御聞済、

同年五月朔日繼目御礼勤之、

(百八丁表白紙)

(百八丁裏白紙)

(百九丁表白紙)

(百九丁裏)

『田村』

(百十丁表)

『当』田村家

淨土宗

知恩院末

寺町高辻上ル町

永養寺旦那

安井太兵衛

(百廿五才)

一題糸拾五斤

文化八亥年正月從弟寺尾清兵衛持糸之内、此高分ヶ

株譲り請、相続被 仰付候、

同年二月御礼勤之、

一題糸拾五斤

(百十一丁裏)

天保式卯年十二月病氣ニ付、從第三郎助江糸株相讓

天保式年卯十二月名跡相続被

仰付候、

當卯三拾才

同年三年辰正月十九日苗字田村

与相改度願、御聞済、

同年二月朔日繼目御礼勤之、

(百十二丁表白紙)

(百十一丁裏白紙)

(百十二丁表白紙)

(百十三丁裏)

『山田』

(百三十表)

『当』

山田家

淨土宗

智恩寺末

寺町錦小路上ル町

元株 寺尾 安井

了蓮寺旦那

元株 金屋 中嶋 中沢 寺尾

二条通大炊町

正徳二辰年三月名跡相続被仰付候、

一題糸壱丸

金屋 友雪

貞享二丑年五月御再興之節被召加候、

(百三十裏)

貞享五辰年五月病氣ニ付、弟友西江糸株相続願、御

聞濟、
一題糸壱丸
貞享五年五月名跡相続被仰付候、

右友雪弟

金屋 友西

元録九年五月三宅新右衛門代リ中老役被仰付、

元録十五午年十二月病氣ニ付、役義御免願済、糸株

甥勝右衛門江相続願、御聞済、

(百四丁裏)

(百四丁裏)

右友雪甥

金屋勝右衛門

元録十五午年十二月名跡相続被 仰付候、

正徳二辰年三月病氣ニ付、甥佐助江糸株相続願、御

聞済、

一題糸壱丸

右勝右衛門甥

金屋 佐助

寛保二戌年十月元方役相勤、
寛保三亥年二月身分形付之義ニ付、糸株從弟中嶋忠

享保三戌年十一月病身ニ而、難相勤、從弟中嶋三郎

左衛門江糸株相譲度願、御聞済、

(百四十裏)

一題糸壱丸

中嶋三郎左衛門

享保三戌年十一月從弟金屋佐助江譲り請、相続被

仰付候、

一題糸壱丸

享保十七子年六月病氣ニ付、糸株從弟孫八郎江相続

願、御聞済、

元録十九子年五月御勤之、

元録十五午年十二月御勤之、

甥勝右衛門江相続願、御聞済、

(百四丁裏)

(百四丁裏)

右友雪甥

金屋勝右衛門

元録十五午年十二月名跡相続被 仰付候、

苗字多田と相改度願、御聞済、

寛保二戌年十月元方役相勤、

寛保三亥年二月身分形付之義ニ付、糸株從弟中嶋忠

西陣渤海家所藏『現糸割符連綿録』

次郎江相譲り度願、御聞済、

一題糸壱丸

中嶋忠次郎

安永二巳年九月苗字中嶋と相改度願、御聞済、

寛保三亥年二月従弟多田孫八郎より譲り請、相続被仰

付候、同三月御札勤之、

(百五丁裏)

延享二丑年三月忠三郎与変名願、御聞済、

延享五辰年六月右忠三郎義

禁裏御車副役譲り請候ニ付、苗字中沢与相改度願、

御聞済、

安永六酉年十二月従弟中嶋忠次郎より譲り請ニ付、糸

三斤相減相続被仰付候、

(百六丁裏)

一題糸弐拾弐斤

寺尾清兵衛

安永六酉年十二月従弟中嶋忠次郎より譲り請ニ付、糸

三斤相減相続被仰付候、

寛政七卯年七月請払役相勤、

享保二戌年四月元々役相勤、

右忠三郎忤

中沢忠次郎

文化元子年十二月右清兵衛義年来役義出情ニ付、糸

株拾五斤加増可願処、病氣ニ而、暫延引被申出候

故、(百七丁裏)

当分銀五枚目録差遣ス事、

(百六丁裏)

安永二巳年七月右忠次郎義繼母すけ与跡式之儀公事

出入有之、御聞掛けニ相成、段々御調子中、双方内

濟糸株高五拾斤之内、廿五斤繼母親中沢平内江引分

相譲、残廿五斤者右中沢忠次郎持高ニ而相続致シ

候、

一題糸三拾七斤

右淨安伴

寺尾清兵衛

文化六年四月名跡相続被仰付、尚亦加増糸願之

通被仰付、糸如高ニ成ル、

(百七十裏)

文化八九年正月持糸高之内拾五斤引分ケ、従弟安井

太兵衛江相譲リ度願、御聞済、依之、残リ持糸高式

拾貳斤ニ成ル、

文化十一年七月病氣ニ而、難相勤、依之、糸株従弟

山田長左衛門江相譲リ度願、御聞済、

一題糸貳拾斤

他家従弟

山田長左衛門

當西五十一才

文化十一年七月従弟寺尾清兵衛相譲り受、相続被仰

付候得共、他家譲リニ付、糸貳斤相減シ候、

同月七日御礼勤之、

(百八十九表)

文化十一成年八月病氣ニ付、桙五郎助江糸株相続願、

右長左衛門付

一題糸貳拾斤

當成廿七才

元德二辰年七月病氣ニ付、孫喜三郎へ糸株相続願、

山田五郎助

元錄十三辰年八月糸五斤加増被仰付候、

一題糸貳拾五斤

元錄十五年二月新加入被仰付候、

(百十一裏)

岩井喜四郎

元株 岩井 伊代 中村

東江入
西陣笛屋町淨福寺
長円寺旦那

『八文字屋』 石田家

本願寺門徒

西末

一題糸貳拾五斤

『新加』 石田

『石田』

『百十一丁裏』

『百十一丁裏』

『百八十裏』

『百九十九裏』

『百九十九裏』

『百九十九裏』

『百九十九裏』

『百九十九裏』

文化十一成年八月名跡相続被仰付候、

同年十月長左衛門ト麥名願、御聞済、

同年十一月繼目御礼勤之、

御聞済、

右喜四郎孫喜三郎事改名

右喜四郎孫
岩井助次郎

一題糸三拾斤

一題糸三拾斤

岩井喜四郎

寛政二戌年十一月名跡相続被仰付候、

正徳二辰年七月名跡相続被仰付候、

寛政九巳年十月右助次郎病身ニ而難相勤、依之、

元文六酉年正月病氣ニ付、弟喜三郎江糸株相続願、

寛政九巳年十月從弟伊代甚蔵江相譲リ度願、御聞済、

御聞済、

(百十二丁表)

右喜四郎弟

一題糸三拾斤

一題糸三拾斤

岩井喜三郎

寛政九巳年十月從弟岩井助次郎も譲リ受、他家相続

元文六酉年正月名跡相続被仰付候、

寛政九巳年十月從弟伊代甚蔵江相譲リ度願、御聞済、

同年四月朔日継目御礼勤之、

寛政九巳年十月從弟岩井助次郎も譲リ受、他家相続

明和四亥年二月病氣ニ付、弟喜四郎江糸株相続願、

文化五辰年九月右甚蔵病身ニ而難相勤、依之、糸

御聞済、

株從弟中村弥左衛門江相譲リ度願、御聞済、

一題糸三拾斤

右喜三郎弟

一題糸三拾斤

一題糸三拾斤

岩井喜四郎

文化五辰年九月從弟伊代甚蔵も譲リ請、相続被仰

明和四亥年二月名跡相続被仰付候、

文化五辰年九月從弟伊代甚蔵も譲リ請、相続被仰

(百十二丁表)

寛政式戌年十一月病氣ニ付、孫助次郎江糸株相続願、

文化十四丑年十月病氣ニ付、孫安次郎江糸株相続願、

御聞済、

御聞済、

右弥左衛門孫

(百十六丁表白紙)

一題糸式拾五斤

中村安次郎

(百十六丁裏)

文化十四丑年十月名跡相続被仰付候、

(百十四丁表)

文政六未年六月右安次郎病身ニ而難相勤、依之、

糸株從弟八文字屋庄右衛門江相譲り度願出、右安次

郎義當未拾三才ニ而未繼目御礼も不相勤、然ル處、去ル文化十式亥年仲ケ間取締後、他家譲り始而之義

ニ付、役方中申談繼目御礼不相勤、他家譲り過料銀

糸拾斤ニ付、銀壹枚ツ、為差出候而、名跡相続願、

御聞済、

(百十四丁裏)

一題糸式拾五斤

中庄村右衛門

(当未世九才)

一題糸式拾七斤

貞享二丑年五月御再興之節被召加、

文政六未年六月從弟中村安次郎々譲り請、相続被仰付候、

同年八月苗字石田と相改度願、御聞済、

同年九月朔日御礼勤之、

(百十五丁表白紙)

一題糸式拾七斤

右長兵衛伴清次郎事改名

伊丹屋彦兵衛

元錄二 巳年名跡相続被 仰付候、

被仰付候、同月御礼勤之、

享保三 戊年正月病身ニ而、難相勤、依之、糸株甥鑑

屋山三郎江相讓度願、御聞済、

一題糸式拾七斤

(百十八丁表)

享保三 戊年正月伯父彦兵衛^ト譲り受、相続被 仰付

候、

享保六 ^丑年七月文右衛門ト^ト麥名願、御聞済、

享保十七 ^子年十月病氣ニ付、從弟与兵衛江糸株相続

願、御聞済、

右文右衛門從弟

一題糸式拾七斤

享保十七 ^子年十月名跡相続被 仰付候、

同年十一月朔日繼日御礼勤之、

(百十八丁裏)

享保十八 ^丑年十一月病身ニ而、難相勤、依之、糸株

從弟伊勢屋長右衛門江相讓リ度願、御聞済、

一題糸式拾七斤

伊勢屋長右衛門

享保十八 ^丑年十一月從弟鎰屋与兵衛^ト譲り請、相続

宝曆七 ^丑年七月病氣ニ付、桦太三郎江糸株相続願、

同年高宮と苗字名乘願、御聞済、

寛保元 ^酉年九月組頭役申渡、

鎌屋山三郎

(百十九丁表)

延享五 ^辰年四月右長右衛門^義浜口屋又右衛門ト申者

と出入掛り合有之、久く尋明無之、既ニ御咎も可被

仰付趣、乍去、割符人之事ニ而仲ケ間外聞も不宜思

召ニ付、年寄共江御理容被 仰渡候ニ付、株糸仲ケ

間江差出、合力金五拾両相渡、右金子ニ而浜口屋出入も相済候、依之、長右衛門^義者仲ケ間座外ニ相成

候事、

鎌屋与兵衛

一題糸式拾七斤

駒井与八郎

延享五 ^辰年五月伊勢屋長右衛門明株を以新加入被仰

付、同月十五日御礼勤之、

(百十九丁裏)

寛延二 巳年五月分糸六斤譲り請、

宝曆三 ^午年八月与八郎^義太兵衛^而麥名願、御聞済、

宝曆七 ^丑年七月病氣ニ付、桦太三郎江糸株相続願、

御聞済、

享和二丑年八月組頭役申渡、

一題糸三拾三斤

駒井太三郎

宝曆七年七月名跡相続被仰付候、

(百一十一表)

宝曆十三末年二月病氣二付、弟長十郎江糸株相続

願、御聞済、

(百一十二丁表)

文政八年二月病氣二付、弟長十郎江糸株相続被仰付候、

相退、

右太三郎弟

駒井長十郎

一題糸三拾斤

浅井新十郎
当戊戌十才

文政九年戊年十一月右庄右衛門義病身二而難相勤、依之、從弟浅井新十郎江糸株相譲り度願、御聞済、

同年太兵衛与麥名願、御聞済、

寛政四年九月太兵衛義左助と麥名願、御聞済、

依之、從弟浅井新十郎江糸株相譲り度願、御聞済、

相續被仰付候、

文政九年十一月從弟浅井庄右衛門義病身二而難相勤、依之、糸株弟

(百一十一表)

文政十三寅年八月病氣二付、弟政之助江糸株相譲り

リ

同月廿二日苗字吉田与相改度願、御聞済、

当戊戌十才

一題糸三拾斤

浅井庄右衛門

度願、御聞済、

享和元酉年十二月兄駒井左助タ譲り請二付、糸三斤

減少相続被仰付候、

同月廿三日御礼相勤ル、

右新十郎弟

吉田政之助

当寅武十三才

文政十三寅年八月名跡相続被仰付候、

〔完〕